

令和3年第1回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和3年3月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	6
議案第 4 号	興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	7
議案第 5 号	興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結について	9
議案第 6 号	令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 7 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 8 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 9 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 0 号	令和 2 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 2 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 2 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 2 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 6 号	令和 2 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 7 号	四万十町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定について	11
議案第 1 8 号	四万十町第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定について	17
議案第 1 9 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設条例について	21
議案第 2 0 号	四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について	24
議案第 2 1 号	四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 2 2 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第 2 3 号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	28
議案第 2 4 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	30
議案第 2 5 号	四万十町基金条例の一部を改正する条例について	32
議案第 2 6 号	四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について	33

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 7 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	36
議案第 2 8 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	108
議案第 2 9 号	四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	146
議案第 3 0 号	四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	161
議案第 3 1 号	四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について	176
議案第 3 2 号 ～議案第 6 3 号	指定管理者の指定に関する共通資料	179
議案第 3 2 号	四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について	182
議案第 3 3 号	四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について	183
議案第 3 4 号	四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について	184
議案第 3 5 号	四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について	185
議案第 3 6 号	四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について	186
議案第 3 7 号	四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について	187
議案第 3 8 号	四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について	188
議案第 3 9 号	四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について	189
議案第 4 0 号	四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について	190
議案第 4 1 号	四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について	191
議案第 4 2 号	四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について	192
議案第 4 3 号	四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について	193
議案第 4 4 号	四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について	194
議案第 4 5 号	四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	195
議案第 4 6 号	四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	196
議案第 4 7 号	四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について	197
議案第 4 8 号	四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について	198
議案第 4 9 号	四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について	199

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 5 0 号	四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について	200
議案第 5 1 号	四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について	201
議案第 5 2 号	四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について	202
議案第 5 3 号	四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	203
議案第 5 4 号	地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について	204
議案第 5 5 号	四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について	205
議案第 5 6 号	四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について	206
議案第 5 7 号	四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について	207
議案第 5 8 号	四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について	208
議案第 5 9 号	四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について	209
議案第 6 0 号	四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について	210
議案第 6 1 号	四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について	211
議案第 6 2 号	窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について	212
議案第 6 3 号	四万十町窪川 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定について	213
議案第 6 4 号	令和 3 年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第 6 5 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 6 6 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第 6 7 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 6 8 号	令和 3 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 6 9 号	令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 7 0 号	令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 7 1 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 7 2 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第 7 3 号	令和 3 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第 7 4 号	令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 5 号	令和 3 年度四万十町水道事業会計予算	別冊

■報告第2号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和2年6月10日に議決を経た家地川地域活性化拠点施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、令和3年2月17日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和2年度家地川地域活性化拠点施設整備事業(建築主体)
工 事 場 所	四万十町 家地川 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕68,178,000円(6,198,000円) 〔変更後〕68,475,000円(6,225,000円) 〔増減額〕297,000円(27,000円) ()内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	四万十町金上野1266番地8 有限会社谷渕住設 代表取締役 谷渕 大輔

【変更内訳】

項 目	変更理由
①既存屋根防水下地の補修	立ち上がり面の欠損、木レンガ、番線等の下地不良のための補修(37千円)
②既存防水の補修の追加	雨漏り、施工調査により判明した防水層不良箇所の補修(124千円)
③家具撤去に伴う下地補修	既存家具撤去後、床面にかかる改修施工の高さ調整のための補修(130千円)
④設置工事に伴う壁改修部分の追加	弱電版の増設及びコンセント、LANの増設配管のルート確保及び配管の保護のための壁の追加補修(60千円)
⑤既存不良仕上げ下地の改修	既存下地合板が腐朽しており、安全上支障があるための下地を新たに施工(454千円)
⑥軒下のコンクリート補強	施工調査により判明した亀裂、剥がれにかかる補強(87千円)
⑦その他電子錠の取りやめ等	電子錠のとりやめ(△595千円)

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

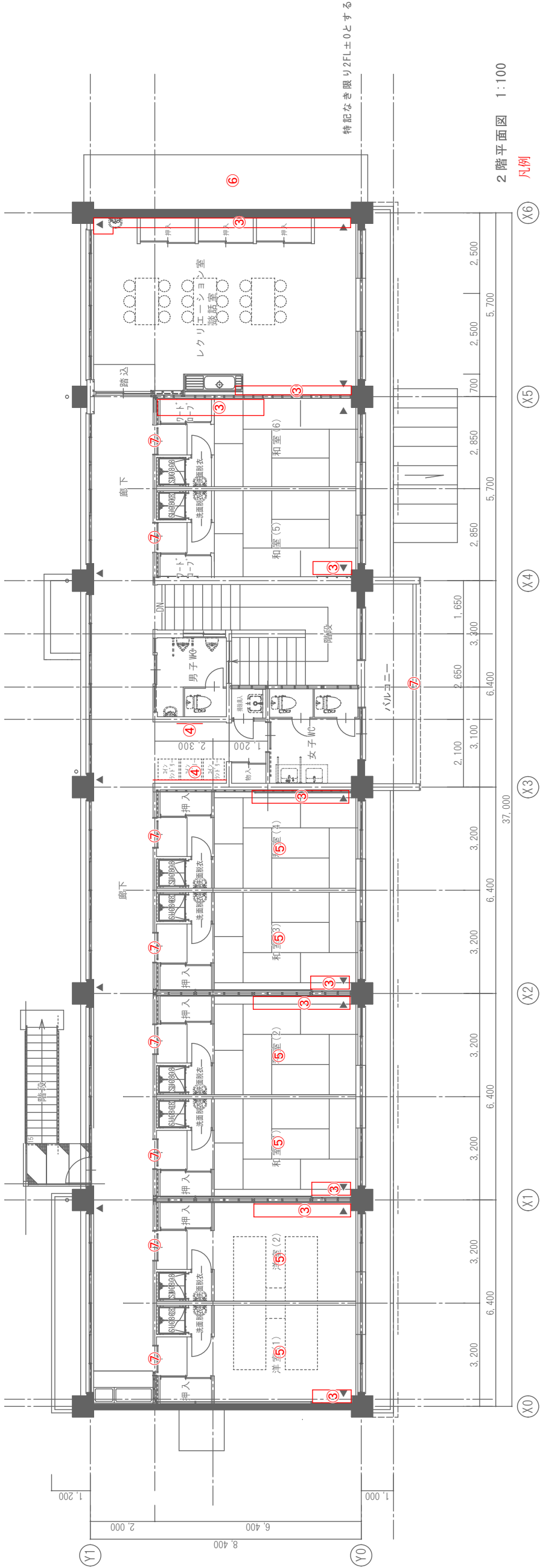
地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

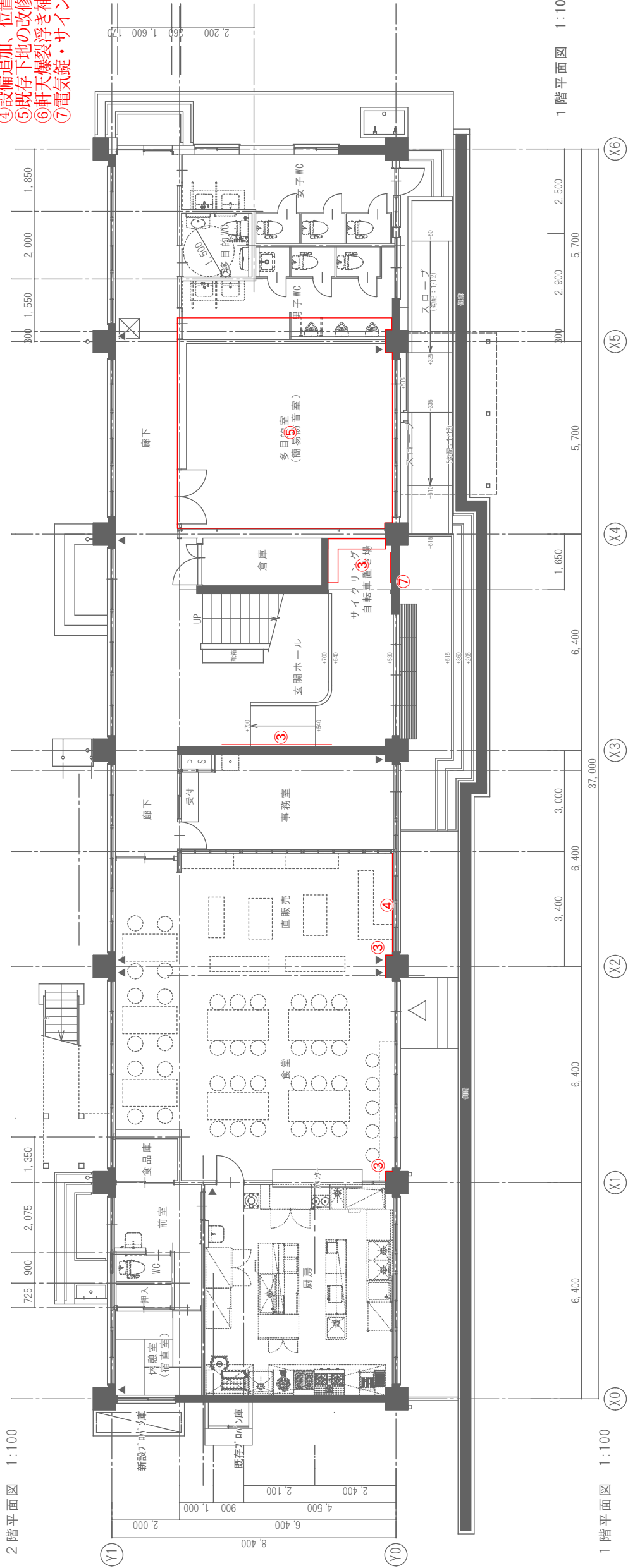
1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）



2階平面図 1:100



1階平面図 1:100

改修平面図

家地川地域活性化拠点施設現況写真（令和3年2月22日現在）

外観



1 階厨房



2 階レクリエーション室



2 階和室



2 階洋室



■報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

財物事故の損害について、相手方との示談が成立したため、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 17 日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町南川口 58 番地 1
概 要	令和 3 年 1 月 29 日午前 10 時頃、四万十町立川口小学校の校庭に設置された防球ネットが強風により倒れ、相手方の所有する建物の雨樋が破損したもの。
損 害 賠 償 額	34,100 円 内訳（雨樋修理費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	須崎市 [REDACTED]

【事故発生現場】



【損傷部位：雨樋】



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
 第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
 2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
 第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
 1 （略）
 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの
 3～6 （略）

■議案第4号 興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

令和2年5月11日に議決を経た興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	興津排水機場水処理設備工事（管工事）
工 事 場 所	四万十町 興津 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕244,365,000 円（22,215,000 円） 〔変更後〕249,689,000 円（22,699,000 円） 〔増減額〕 5,324,000 円（ 484,000 円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	香川県高松市林町 2507 番 2 石垣メンテナンス株式会社四国支店 支店長 大井 崇司

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
機器単体費	ポンプ場搬出入口に設置しているシャッターの老朽化が激しく、開閉に支障があるため更新する。 （約 4,400 千円）
その他	主ポンプ材料費、労務費、グレーチング製作費等 （約 924 千円）

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

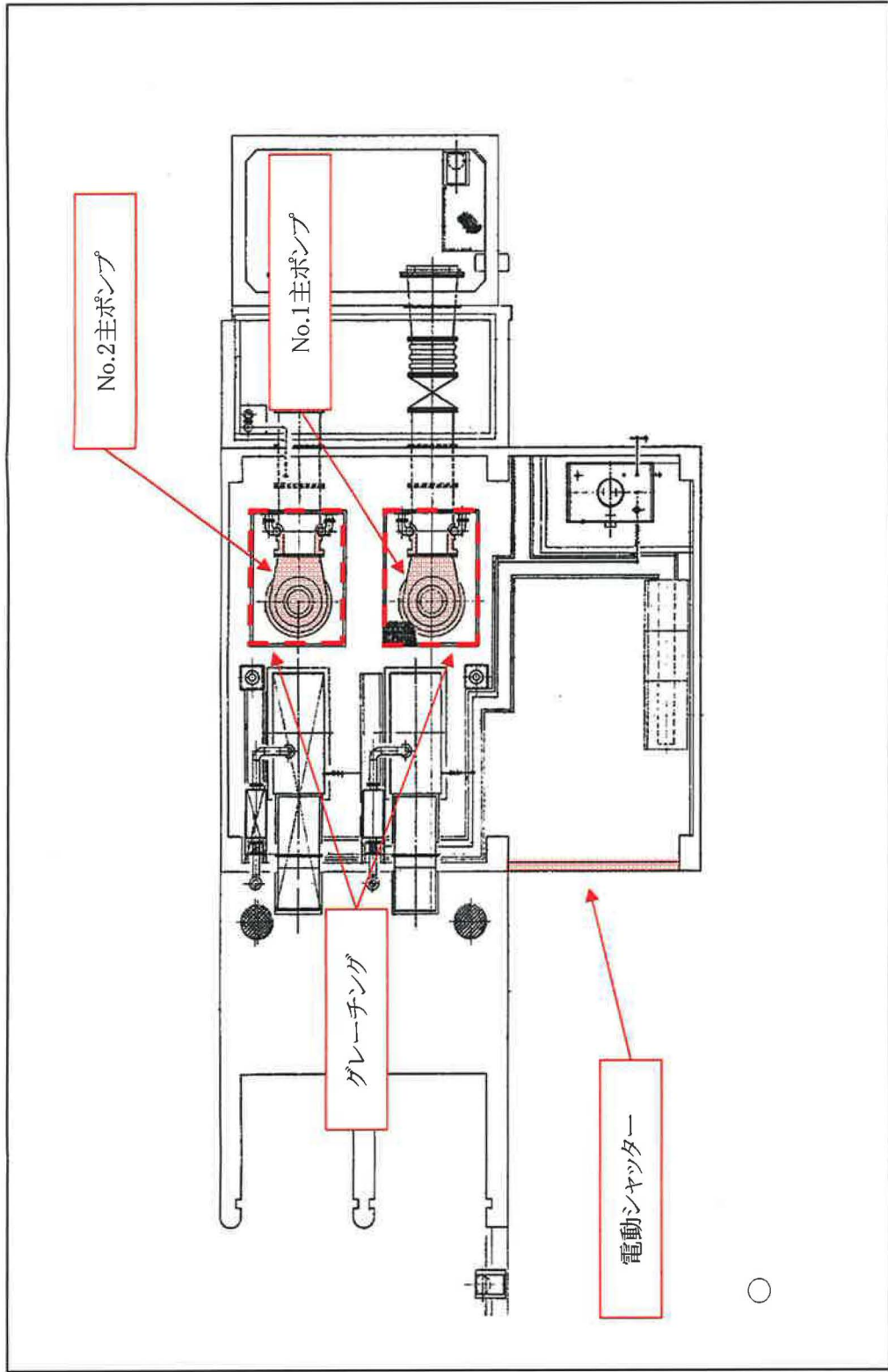
（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。
--

興津排水機場 水処理設備工事(第1回変更) 参考図

位置図



平面図



※赤着色が追加工事対象箇所

機器名	主な内容
No.1主ポンプ	水中電動機のコイル巻き替え、追加部品（ベルマウス・パッキン類）
No.2主ポンプ	水中電動機のコイル巻き替え、追加部品（ベルマウス・パッキン類）
電動シャッター	電動シャッターへの更新
グレーチング	グレーチング新規製作設置

■議案第5号 興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結について

【要旨】

昭和 63 年に整備した興津排水機場については、長寿命化計画に基づく施設の更新及び修繕工事を行うこととしています。

本議案は、指名競争入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和 2 年度 農整 第 6 号 興津排水機場除塵機・ゲート設備工事
工 事 場 所	四万十町 興津 地内
契 約 の 金 額	132,660,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,060,000 円)
契約の相手方	高知市南ノ丸町 12 番地 16 紀和工業株式会社 代表取締役 安宅 正雄
工 期	議決日の翌日から令和 4 年 1 月 31 日まで
工 種	興津排水機場長寿命化工事
事 業 量	除塵機（更新） 2 基 スライドゲート（修繕） 2 門 フラップゲート（修繕） 2 門 仮設費 一式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。
--

入 札 資 料			
工 事 名	興津排水機場除塵機・ゲート設備工事		
工 事 番 号	令和2年度 農整 第6号		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和3年2月18日 午前11時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格 ①	139,700,000 円	最低制限価格	127,364,600 円
落札決定金額 ②	132,660,000 円	落札率	②／①＝ 94.96%
契 約 金 額	132,660,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 12,060,000 円	
請 負 者 名	高知市南ノ丸町12番地16 紀和工業株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
北村商事（株）	入札辞退 円		
（株）鉄建ブリッジ	143,000,000 円		
（有）愛機工業	入札辞退 円		
（株）ヤマサ	入札辞退 円		
紀和工業（株）	132,660,000 円	落	
（有）長崎電機	入札辞退 円		
（株）四国ポンプセンター	入札辞退 円		
荒川電工（株）	141,409,400 円		
西日本工業（株）	入札辞退 円		
（株）村上製作所	137,940,000 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第17号 四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について

【計画策定の趣旨】

本町の高齢化率は、令和2年9月末現在44.1%であり、今後さらに総人口は減少、高齢化率は上昇していく見込みとなっています。

国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築することを示し、本町でも取り組みを進めてきました。

さらに、今回の第8期介護保険事業計画策定にあたって示された国の基本指針では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年・「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、地域支援事業等の効果的な実施による介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進などが示されています。

こうした中、「第7期計画」を見直す時期を迎え、四万十町におけるすべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援等の各種施策、サービスの提供量、介護保険財政の安定化の方策等を示し、町民とともに推進していくことを目的に「四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものです。

【計画の法的根拠及び位置づけ】

「四万十町総合振興計画」を上位計画とし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定しました。また、本計画は第7期計画の検証及び見直しを行いながら、四万十町のすべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援等の各種施策の取り組みを推進することを目指して策定するものであり、中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画という位置づけを有しています。

【計画の期間】

「介護保険事業計画」は介護保険法の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があるため、本計画は令和3年度から令和5年度を計画期間として策定します。また、「高齢者福祉計画」についても「介護保険事業計画」と一体的に策定することが定められているため、同様に令和3年度から令和5年度を計画期間とします。

【提案までの経過】

本計画の策定にあたっては、まず日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査を実施しました。また、「四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、介護保険被保険者、保健・医療・福祉関係者、介護保険サービス事業関係者等からなる「四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会」を設置しました。策定委員会において、第7期計画の評価や各アンケート調査結果等から課題を整理し、第8期計画の原案を検討した後、パブリックコメントを実施、策定作業を進めてきました。

【重点課題】

高齢者へのアンケート調査や介護認定者の状況等より、今計画中に重点的に取り組む優先課題は、次の3つとします。

（1）介護予防（重症化予防）

アンケート結果から、心身の機能や生活機能の低下、転倒への不安を感じている人が多くみられました。介護が必要になった原因としては、高齢による衰弱や骨折・転倒が上位となっています。

できる限り介護を必要とせず、いつまでも住み慣れた地域で暮らし、その人が望む生活を送れるよう、高齢者の自立支援、重度化防止に向けて様々な介護予防事業を展開していく必要があります。

さらに高齢になっても自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康寿命を延ばすことも重要であり、保険事業と介護予防の一体的な取り組みの充実を図っていくことが必要です。

（2）認知症対策

要介護認定者に占める認知症高齢者の自立度Ⅱ以上は約7割、アンケート結果では、介護保険非認定者における物忘れの自覚がある人が約5割みられました。また、介護者が最も不安に感じている介護は認知症状への対応となっていること、認知症に関する相談窓口を知らない人が約7割いること等、認知症対策の充実が必要となっています。

認知症の課題は幅広く、認知症への理解促進、早期発見・早期対応、専門医との連携や介護の質の向上、家族への支援等多岐にわたります。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

（3）地域で支え合う仕組みづくり

少子高齢化の進行により、地域の支え手や様々な活動の担い手不足が課題となっ

ています。また、自動車運転免許返納後や病院・買い物等への移動手段への心配の声が多くあります。アンケート調査において、「手助けしてほしいこと」と「支援できること」は共に「見守り・声かけ」が最も多く、住民同士の助け合いができる関係を構築していくことが必要です。高齢者を含む地域のマンパワーを最大限に有効活用し、地域住民が「支える側」に加わり、もともとの生活環境の中にある互助や人づきあい、地域とのつながりを重視していくことが重要となります。

【基本理念】

本計画における基本理念は、第3期計画から掲げてきた『地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり』を継承し、計画の推進を図ります。

高齢になっても、可能な限り、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、自宅をはじめとする住まいを確保した上で、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供するための地域づくりを目指します。このような地域包括ケアシステムの構築は、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」（※1）を組み合わせることにより、実現されます。

本町では、特に「介護予防」の観点を重視し、介護予防について住民や関係者の理解を深めるための普及啓発活動や各地区の介護予防に資する活動を支援します。

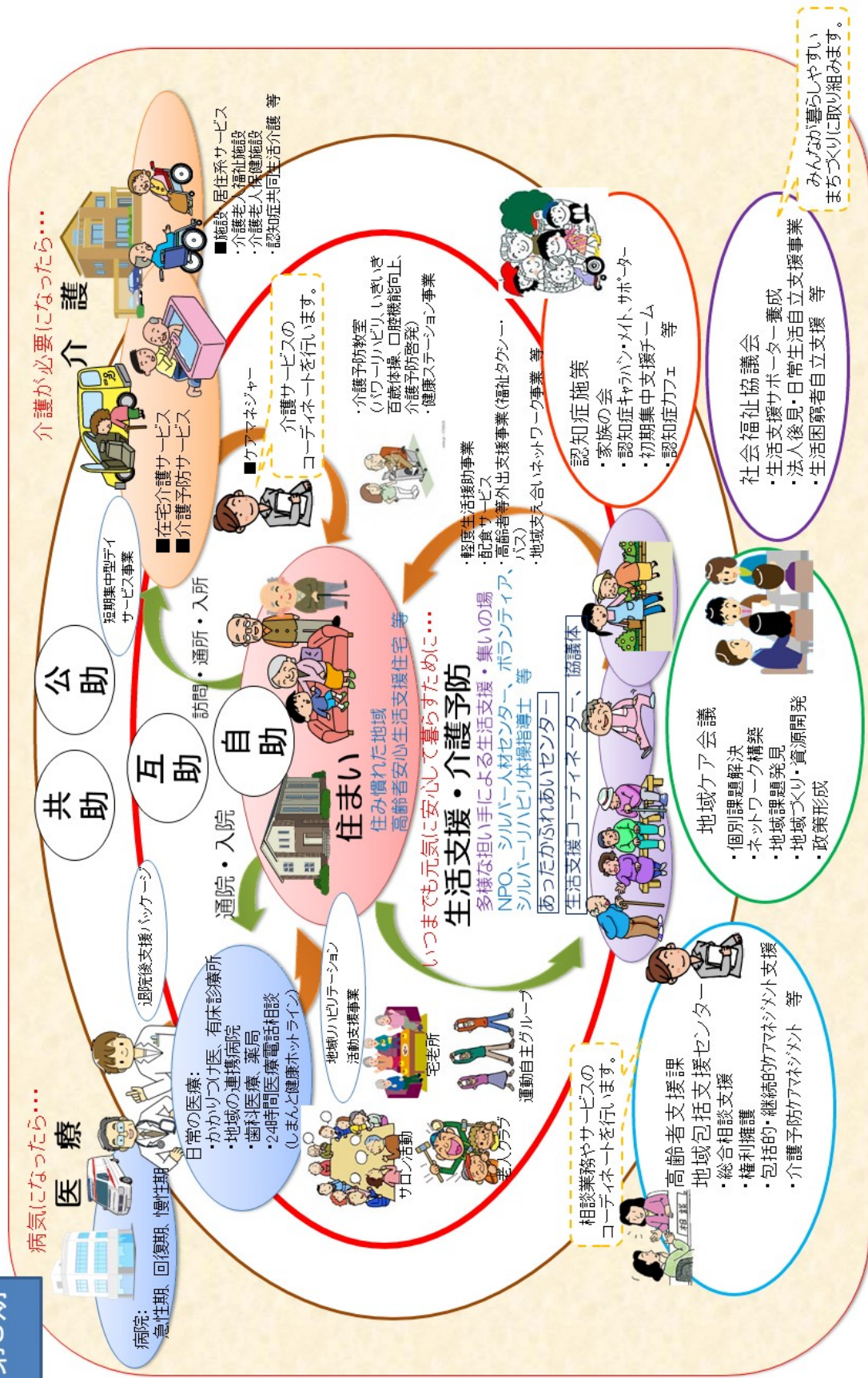
※1 「自助」: 自分のことは自分でする。自らの健康管理。

「互助」: ボランティア活動等、相互の支え合い。費用負担がない自発的なもの。

「共助」: 介護保険に代表される被保険者の負担のある社会保障制度等。

「公助」: 税による公の負担。生活保護等。

四万十町地域包括ケアシステムの構築



【基本目標】

重点課題への取り組み、将来像の実現及び地域包括ケアシステムの構築に向けて、4つの基本目標を掲げています。

(1) 介護予防と健康・生きがいづくりの促進

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域において介護予防に資する自発的な活動を支援します。また、要支援、要介護状態になっても、重度化することを防止する取り組みを推進していきます。

単に体力や筋力をつけるプログラムだけではなく、趣味やボランティア活動、就労支援等を通して、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動にも支援を行い、介護予防と高齢者の自立した生活や社会参加の促進に取り組みます。

さらに、通いの場を活用した高齢者の健康状態の把握、生活習慣病予防・介護予防に関する普及啓発や、健康状態に課題のある高齢者への訪問指導を積極的に展開し、保健事業担当部署と連携しながら、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進していきます。

(2) 認知症施策の総合的な推進

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるようにするためには、介護保険サービスだけではなく、地域における認知症への理解や支援が必要です。

本町では、認知症の発症を遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにするための予防や、認知症への理解を深めるための正しい知識についての普及・啓発を重点的に行っていきます。

また、認知症が疑われる場合の初期対応の充実や、認知症の人の家族に対する支援体制の充実等に努めていきます。

(3) 地域で高齢者を支える仕組みづくり

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、さらに団塊ジュニア世帯が前期高齢者となる令和22年を見据え、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携強化、在宅医療・介護連携の推進や地域ケア会議、高齢者福祉サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、多様な住まいの充実や高齢者への生活支援等、幅広い支援が必要です。高齢者のニーズに対応し、適切な支援が可能となるよう、体制づくり、仕組みづくりに努めます。

(4) 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護を必要とする高齢者が増加する中でも介護保険制度の持続の可能性を確保し、適切なサービスが提供されるよう、施設や事業所等の適切な整備や介護給付の適正化等に努めます。

【介護保険料の設定】

介護給付費については、総人口の減少（中でも青壮年層の減少）、高齢化の進展に伴う介護サービス利用者の増加などの要因からサービス利用量の増加が見込まれます。

こうした要因を加味して、令和3年度から令和5年度までに必要な介護保険サービス利用量の推計結果や財政調整基金の活用等により、第8期計画の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）を6,000円とします（第7期計画と同額）。

また、低所得者の保険料については、軽減措置（第1段階の被保険者は基準額の30%に軽減、第2段階の被保険者は基準額の50%に軽減、第3段階の被保険者は基準額の70%に軽減）を引き続き行います。

【根拠法令】

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～6 （略）

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8～10 （略）

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2～5 （略）

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7～13 （略）

■議案第18号 四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について

【要旨】

本町では、平成19年3月に障害者施策を計画的、総合的に推進するため、5年間の障害者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「障害福祉計画」を策定し、障害福祉に関する取り組みを進めてきました。

その後も、国の障害者施策の制度改正などを踏まえながら、平成30年3月には、ノーマライゼーション^{*}の理念のもとに、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」をキャッチフレーズに掲げ、「第3期障害者計画」「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しています。

この度、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、本町の現状や課題及び新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するために、「四万十町第6期障害福祉計画」及び「四万十町第2期障害児福祉計画」を策定するため、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

^{*} 障害のある人も、そうでない人と同様の生活ができるように支援すべきであるという考えです。

【計画の位置づけ】（四万十町障害者計画との関係）

本町では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、本町における障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた「四万十町障害者計画」を策定しています。一方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）第88条第1項に基づく「四万十町障害福祉計画」並びに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく「四万十町障害児福祉計画」は、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的とし、成果目標、必要なサービスの見込量等を定めた一体的な計画とし3年を一期として策定しています。

「四万十町障害福祉計画」及び「四万十町障害児福祉計画」策定においては、国の「障害者計画・基本指針」や「高知県障害福祉計画」などの内容に即して策定します。

また、本町における上位計画の「四万十町総合振興計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「四万十町地域福祉計画」と、基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各分野関連計画と整合を図ります。

【計画の期間】

「四万十町第3期障害者計画」は、平成30年（2018年）度から令和5年（2023年）度までの6年間の計画を継続。

「四万十町第6期障害福祉計画」及び「四万十町第2期障害児福祉計画」は、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

【提案までの経過】

本計画の策定にあたっては、四万十町第3期障害者計画策定に基づき平成29年に実施したアンケート結果を見直すとともに、令和2年度の高知県「第6期高知県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づくアンケートを参考とし、障害のある人を取り巻く現状課題の反映や、必要な障害福祉サービス等の見込み量等について、「四万十町障害者計画等策定委員会」を設置し計画に関する協議を行いました。施策の取り組みについては庁内関係課とも評価、調整を行い、令和2年12月から令和3年1月のパブリックコメントを実施、策定作業を進めてきました。

この度、令和3年2月に計画素案を取りまとめましたので、本議会へ提案いたします。

【基本理念】

「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」を基本理念（キャッチフレーズ）とし、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりを目指します。

【基本目標】

本計画では、基本理念の実現に向け3つの基本目標を掲げています。

- 基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり
- 基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり
- 基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり

【障害者計画の施策体系・施策の重点課題】

障害者や住民にわかりやすい形で効果的に施策が推進されるよう、施策の体系化に工夫し、施策毎の方向性や取り組みを明らかにしています。

各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

また、新たな国の制度の動向を踏まえつつ、本町の現状や課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を以下とします。

《重点課題》

- ① 障害への理解と差別解消に向けた啓発
- ② 障害のある子どもへの切れ目のない支援
- ③ 障害のある人の継続的な雇用・就労への支援
- ④ 地域生活支援の強化

【障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標、見込量について】

障害福祉の充実のための成果目標（達成すべき基本的な目標）については、国の基本指針に即して定めるものとされています。しかし、本町では、受け皿となる社会資源の不足や人材不足など支援体制が十分でない地域特性等もあることから、基本指針に定められる目標値の達成が困難な場合もあり、「四万十町の方針」を記述し地域の実情に応じた成果目標を設定しています。

また、障害福祉サービス等の提供を計画的に推進し、円滑な実施を確保するために、各年度における「指定障害福祉サービス」「地域生活支援事業」「障害児通所支援等」の種類ごとの必要な量の見込み、実施に関する事項及び見込み量の確保の方策については、これまでの実績や障害者等の状況を踏まえたうえで定めています。

【計画の進捗管理】

本計画を着実に実行していくため、進捗状況の点検及び評価については、「四万十町障害者自立支援協議会」で行うこととします。

【根拠法令】

障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 （略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～7 （略）

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 （略）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み
- （3） 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- （1） 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- （2） 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第 3 号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7～11 （略）

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- （1） 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- （2） 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4・5 （略）

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7～12 （略）

■議案第19号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の制定について

【要旨】

本町では、地域住民及び都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与するため、旧家地川小学校を活用し、地域活性化拠点施設として整備しています。

この条例は、本年7月にオープン予定の当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、施設の設置及び管理に関する事項について定めるものです。

【制定内容】

施設の名称及び位置、使用の許可、使用料及び利用料金、使用者が施設等に損害を与えたときの損害賠償、指定管理者による管理等について定めます。

【施行期日】

令和3年7月1日

【施設の概要】

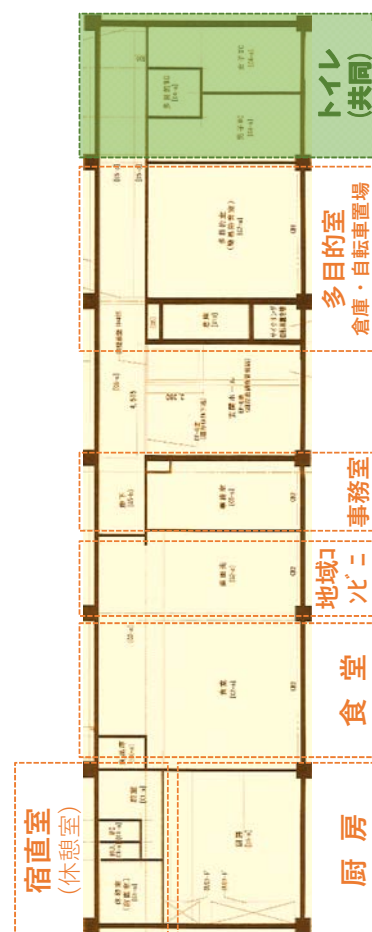
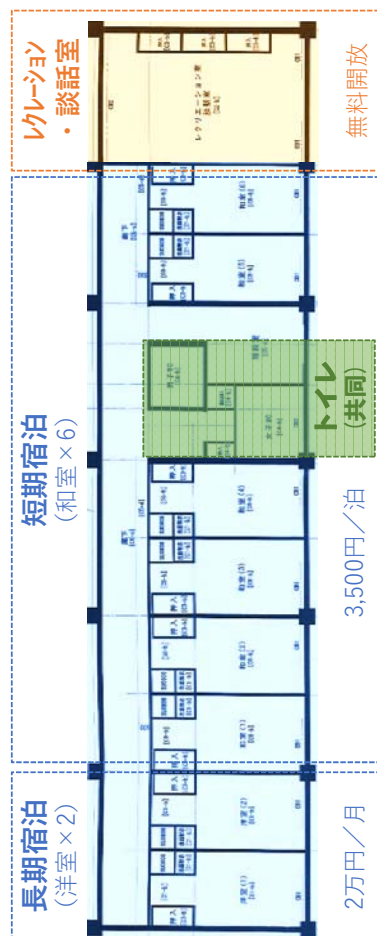
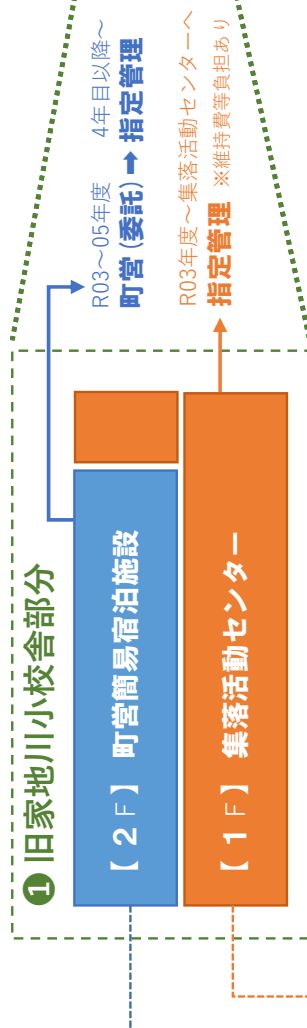
名 称	家地川地域活性化拠点施設	
位 置	四万十町家地川689番地3	
使 用 料 （簡易宿 泊部分）	長期滞在	1人につき月額18,200円
	短期滞在	1人1泊につき3,200円
	※未就学児は、無料とします。	
利 用 料 金	多目的室	1,000円（利用時間が4時間を超える場合は、1,000円に当該超える時間1時間までごとにつき200円を加算した額）
	レクリエーション室	無料
	体育館	1時間につき600円

【施設の管理】

この施設については、地元住民が組織する団体を指定管理者として管理し、集落活動センター事業の活動拠点としても活用していただく予定です。ただし、施設2階の簡易宿泊施設の運営に係る業務については、これまで行ってきた地域の方々との協議を踏まえ、町の直営（業務委託を含みます。）とします。このため条例では、使用料と利用料金を併存させ、利用料金については指定管理者の収入とします。

施設開設後4年目となる令和6年度以降には、運営や収支の状況を見定めながら、施設全体の業務を指定管理者による管理業務に移行することを検討します。

家地川地域活性化拠点施設案例「施設区分」図解



旧家地川小学校全体を…

- ① 校舎
- ② 屋内運動場(体育館)
- ③ 屋外運動場(グラウンド)
- ④ プール

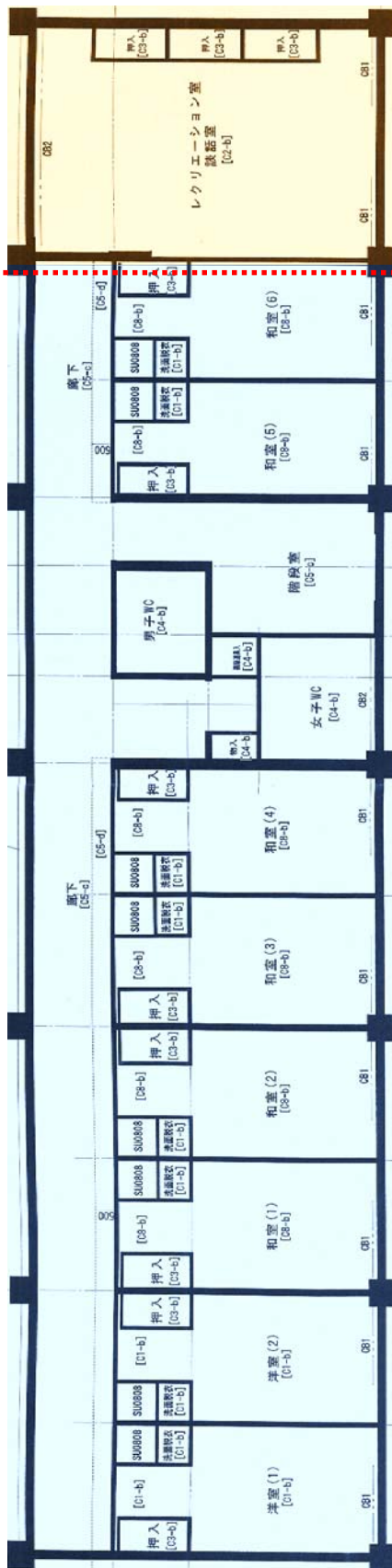
「行政財産」の「公の施設」として位置付け



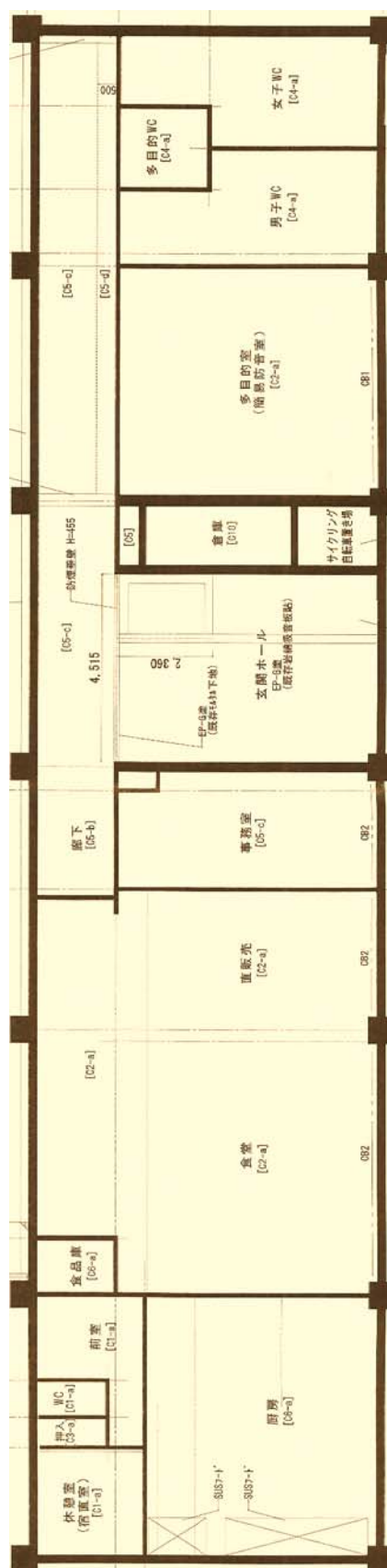
家地川地域活性化拠点施設「平面図」

[旧家地川小校舎]

2F「町営簡易宿泊施設」



1F「集落活動センター」



■議案第20号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町の教職員住宅のうち、四万十町昭和地区にある3棟5戸については、老朽化が激しく今後も入居者が見込めないことから令和3年度に取壊しを予定しているため、条例を改正するものです。

【改正の内容】

別表昭和教員住宅2－1の項から昭和教員住宅4－2の項までを削除します。

【施行期日】

令和3年4月1日

【新旧対照表】

改正後						改正前					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
名称	建設年度	構造種別	建築面積(m ²)	設置場所	家賃月額(円)	名称	建設年度	構造種別	建築面積(m ²)	設置場所	家賃月額(円)
(略)						(略)					
十川教員住宅2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十川224番地1	6,800	十川教員住宅2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十川224番地1	6,800
昭和教員住宅5－1	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000	<u>昭和教員住宅2－1</u>	<u>昭和49年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>46</u>	<u>四万十町昭和1211番地10</u>	<u>6,800</u>
昭和教員住宅5－2	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000	<u>昭和教員住宅2－2</u>	<u>昭和49年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>46</u>	<u>四万十町昭和1211番地10</u>	<u>6,800</u>
昭和教員住宅5－3	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000	<u>昭和教員住宅3</u>	<u>昭和50年</u>	<u>木造平屋建て</u>	<u>49</u>	<u>四万十町昭和699番地1</u>	<u>8,800</u>
昭和教員住宅6－1	平成9年	木造二階建て	62	四万十町昭和678番地1	17,000	<u>昭和教員住宅4－1</u>	<u>昭和56年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>59</u>	<u>四万十町昭和699番地1</u>	<u>8,800</u>
昭和教員住宅6－2	平成9年	木造二階建て	62	四万十町昭和678番地1	17,000	<u>昭和教員住宅4－2</u>	<u>昭和56年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>59</u>	<u>四万十町昭和699番地1</u>	<u>8,800</u>
大井川教員住宅1	昭和62年	木造平屋建て	59	四万十町大井川1495番地1	11,700	昭和教員住宅5－1	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000
(略)						(略)					

■議案第21号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、過疎化・少子高齢化対策として移住促進に取り組んでおり、その一環として、これまでに移住支援住宅を3棟6戸整備しています。

移住対策としての住居の提供については、この移住支援住宅のほか、民間の空き家物件の紹介や町が空き家を借り上げて整備し賃貸する中間管理住宅など、各種の施策に取り組んでいるところですが、現状では、移住者のニーズに対して供給できる住居の数が少ない状況にあります。

これらのことから、令和2年7月に高知信用金庫から取得して整備した住宅を移住支援住宅として活用するため、条例を改正するものです。

【改正内容】

条例第2条の表に、大正移住支援住宅（2棟5戸）を追加します。

【施行期日】

令和3年4月1日

【新旧対照表】

改正後					改正前				
(名称及び位置)					(名称及び位置)				
第2条 移住支援住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。					第2条 移住支援住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。				
名称	建設年度	構造	床面積／1戸当	位置	名称	建設年度	構造	床面積／1戸当	位置
古市町移住支援住宅1号棟	昭和61年	鉄筋二階建	134.30㎡	四万十町古市町22番1	古市町移住支援住宅1号棟	昭和61年	鉄筋二階建	134.30㎡	四万十町古市町22番1
古市町移住支援住宅2号棟	昭和61年	鉄筋二階建	60.38㎡	四万十町古市町22番1	古市町移住支援住宅2号棟	昭和61年	鉄筋二階建	60.38㎡	四万十町古市町22番1
黒石移住支援住宅	平成31年	木造平屋建	29.81㎡	四万十町黒石600番地27	黒石移住支援住宅	平成31年	木造平屋建	29.81㎡	四万十町黒石600番地27
<u>大正移住支援住宅東棟</u>	<u>昭和62年</u>	<u>木造平屋建</u>	<u>39.74㎡</u>	<u>四万十町大正493番地1</u>					
<u>大正移住支援住宅西棟</u>	<u>昭和62年</u>	<u>木造二階建</u>	<u>37.26㎡</u>	<u>四万十町大正493番地1</u>					

■議案第22号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、令和2年12月議会において四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年四万十町条例第43号。以下「条例」といいます。)の一部改正を行い、感染症防疫作業手当に特例を設け、対象となる作業に従事した職員には、1日につき3,000円又は4,000円の特殊勤務手当を支給することとしています。

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)により指定期限を定めて対策が講じられていたところですが、今後は期限の定めなく必要な対策が講じられるよう政令は廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」が位置づけられる旨の法改正が令和3年2月13日から施行されましたので、条例を改正するものです。

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

【施行期日】

公布の日(令和3年2月13日から適用)

【新旧対照表】

改正後	改正前
附 則 1 (略) (感染症防疫作業手当の特例) 2 職員が、新型コロナウイルス感染症(<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。 3 (略)	附 則 1 (略) (感染症防疫作業手当の特例) 2 職員が、新型コロナウイルス感染症(<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの</u>をいう。以下同じ。)から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。 3 (略)

【参考法令】

人事院規則 9—129

(防疫等作業手当の特例)

第7条 職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則 9-30 第 20 条の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があつた船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事院が定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であつて、人事院が定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の作業 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）

(2) 前項第 2 号の作業 1,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500 円）

3 同一の日において、第 1 項各号の作業に従事した場合には、同項第 2 号の作業に係る手当は支給しない。

■議案第23号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し又は当該感染症の感染が疑われたときに療養のために休みやすい環境を整備するため、条例により傷病手当金を支給する制度を設けています。

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により指定期限を定めて対策が講じられていたところですが、今後は期限の定めなく必要な対策が講じられるよう政令は廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」が位置づけられる旨の法改正が令和3年2月13日から施行されましたので、条例を改正するものです。

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

【施行期日】

公布の日（令和3年2月13日から適用）

【新旧対照表】

改正後	改正前
附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状	附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、

改正後	改正前
があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2・3 (略)	令和2年1月1日から規則で定める日までの間、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2・3 (略)

【参考法令】

地方税法（昭和25年法律第226号）抜粋

附 則 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例） 第59条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。附則第62条第1項及び第63条第1項において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実（次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。）がある場合において、これらの者が特定日（徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。第1号において同じ。）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から1年以内の期間（第2号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。 (1)・(2) (略) 2～6 (略)

■議案第24号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対して国民健康保険税を減免する規定を条例で定めています。

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により指定期限を定めて対策が講じられていたところですが、今後は期限の定めなく必要な対策が講じられるよう政令は廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」が位置づけられる旨の法改正が令和3年2月13日から施行されましたので、条例を改正するものです。

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

【施行期日】

公布の日（令和3年2月13日から適用）

【新旧対照表】

改正後	改正前
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免） 18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することがで	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免） 18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することがで

改正後	改正前
きる。 (1) <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 (2) (略) ア～ウ (略)	きる。 (1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 (2) (略) ア～ウ (略)

【参考法令】

地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例) 第59条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。附則第62条第1項及び第63条第1項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。第1号において同じ。)までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から1年以内の期間(第2号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間)を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。 (1)・(2) (略) 2～6 (略)

■議案第25号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和3年4月1日から実施する四万十町奨学金返還支援事業補助金の財源確保を目的として四万十町奨学金返還支援基金を設置するため、条例を改正するものです。

【改正内容】

第3条に規定する積立基金として設置する基金に「四万十町奨学金返還支援基金」を追加します。

【施行期日】

令和3年4月1日

【新旧対照表】

改正後			改正前		
(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(20) 四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘基金	町立特別養護老人ホームの運営上必要な財政調整を図る。	基金指定寄附金及び特別養護老人ホーム特別会計決算剰余金を含め町長が定める額	(20) 四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘基金	町立特別養護老人ホームの運営上必要な財政調整を図る。	基金指定寄附金及び特別養護老人ホーム特別会計決算剰余金を含め町長が定める額
<u>(21) 四万十町奨学金返還支援基金</u>	<u>奨学金の返還支援に関する事業の財源に充てる。</u>	<u>町長が定める額</u>			
2 (略)			2 (略)		

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。 2～8 (略)
--

■議案第26号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに定めることとなっています。この度、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間である令和3年度から令和5年度までの保険料を条例で定める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対する保険料の減免について、令和3年2月13日から新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されましたので、条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

- ① 令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者の保険料及び減額賦課に係る保険料は、令和2年度分と同額となるよう規定します。
- ② 新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

【施行期日】

- ① 令和3年4月1日
- ② 公布の日（令和3年2月13日から適用）

【新旧対照表】

別紙のとおり

【改正根拠法令等】

介護保険法（抜粋）

（保険料）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

四万十町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率) 第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,000円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,000円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,000円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第4条 <u>平成30年度から3年間の</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,000円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,000円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,000円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免) 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの)に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。)を減免することができる。 (1) <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 (2) (略) 2・3 (略)	附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免) 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの)に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。)を減免することができる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 (2) (略) 2・3 (略)

■議案第27号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 訪問系サービス

（1）夜間対応型訪問介護

① オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とします。

ア オペレーターについて、

i 併設施設等（短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務することとします。

ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することとします。

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託することとします。

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」することとします。

② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。

2. 通所系サービス

（1）認知症対応型通所介護

○ 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事するこ

とを可能とします。

(2) 通所系サービス共通（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、療養通所介護）

① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

3. 多機能系サービス

(1) 小規模多機能型居宅介護

○ 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とします。

(2) 多機能系サービス共通（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とします。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福

祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

4. 居住系サービス

(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護

○ 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

(2) 認知症対応型共同生活介護

① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設します。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とします。

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定めます。

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とします。

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとします。

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和します。

(3) 居住系サービス共通（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）

○ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

5. 施設系サービス

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行います。

ア 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とします。

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、

生活相談員を置かないことを可能とします。

(2) 施設系サービス共通（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

① 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とします。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

③ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

④ 栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行います。

ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けます（栄養士又は管理栄養士の配置を求めます）

イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

⑤ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行います。

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とします。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止します。

⑥ 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けます。その際、6月の経過措置期間を設けることとします。

6. 全サービス共通

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施の取組を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとします。

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行います。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行

うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとします。

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化します。

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。

⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

⑨ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。

7. その他所要の改正

1 から 6 までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

（共生型地域密着型サービス事業者の特例）

第78条の2の2 地域密着型通所介護その他厚生労働省令で定める地域密着型サービスに係る事業所について、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第1項（第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける前条第4項（第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、前条第4項第2号中「第78条の4第1項の」とあるのは「次条第1項第1号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「員数」と、同項第3号中「第78条の4第2項又は第5項」とあるのは「次条第1項第2号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（1） 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。

（2） 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができると認められること。

2 市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

（3） 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

（4） 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準(指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かななければならない。

5 市町村は、第3項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る条例新旧対照表

改正後	改正前
四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例
目次	目次
<u>第10章 雑則（第203条）</u>	
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第78条の2の2第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、<u>共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u>
（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）	（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）
第3条 （略）	第3条 （略）
2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業者を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに町との連携に努めなければならない。	2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業者を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに町との連携に努めなければならない。
<u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	
<u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	

改正後	改正前
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として<u>町長</u>が定めるもの）にあっては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3 (略) 4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（<u>高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）</u>、指定訪問看護事業所（<u>県指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）</u>若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の業務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障が<u>ないとき</u>は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるもの）にあっては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3 (略) 4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）</u>、指定訪問看護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）</u>若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の業務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障が<u>ない場合</u>は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

改正後	改正前
(1) 指定短期入所生活介護事業所（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第151条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。</u>） (2) 指定短期入所療養介護事業所（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第193条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第47条第4項第2号において同じ。</u>） (3) 指定特定施設（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第221条第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第47条第4項第3号において同じ。</u>） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第4号に</u><u>おいて同じ。</u>） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。</u>） (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。</u>） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。</u>） (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。</u>） (9)～(12)（略） 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは	(1) 指定短期入所生活介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第151条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。） (2) 指定短期入所療養介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第193条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。） (3) 指定特定施設（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第221条第1項に規定する指定特定施設をいう。） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。） (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。） (9)～(12)（略） 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは

改正後	改正前
は指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。 7～11 (略) 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第66条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第6項の規定により同条第1項第1号ア第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされ、第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされ、第1号ア及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその<u>業務</u>に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事すること （設備及び備品等） 第8条 (略) 2・3 (略) 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業	定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。 7～11 (略) 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第66条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第6項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその<u>職務</u>に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 （設備及び備品等） 第8条 (略) 2・3 (略) 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業

改正後	改正前
者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第45条に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第49条第1項から第3項まで</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (心身の状況等の把握) 第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年四万十町条例第1号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)</u>第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28、第59条の29及び第87条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針) 第23条 (略) 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らの提供する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、<u>その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> (運営規程) 第31条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡	者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第45条に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第49条</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (心身の状況等の把握) 第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)</u>が居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。)の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等)をいう。以下同じ。)の担当者を集めて行う会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28、第59条の29及び第87条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針) 第23条 (略) 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らの提供する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、<u>それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> (運営規程) 第31条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡

改正後	改正前
回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) <u>(8) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2～4 (略)
(業務継続計画の策定等) <u>第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>	

改正後	改正前
(衛生管理等) 第33条 (略) 2 (略) <u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>	(衛生管理等) 第33条 (略) 2 (略)
(揭示) 第34条 (略) <u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u>	(揭示) 第34条 (略)
(苦情解決) 第38条 (略) 2 (略) 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定	(苦情解決) 第38条 (略) 2 (略) 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定

改正後	改正前
期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4～6（略） （地域との連携等） 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村職員</u>）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・随時対応型訪問介護看護の提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4（略） （事故発生時の対応） 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対	期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4～6（略） （地域との連携等） 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（<u>町の区域内に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が所在する場合に限る。</u>）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・随時対応型訪問介護看護の提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4（略） （事故発生時の対応） 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対

改正後	改正前
する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、<u>町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> 2・3 (略) (虐待の防止) <u>第40条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>	する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、<u>必要な措置を講ずるとともに、当該事故について、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。</u> 2・3 (略)
(訪問介護員等の員数) 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーショ	(訪問介護員等の員数) 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーショ

改正後	改正前
ンセンタ－を設置しない場合においては、オペレーションセンタ－従業員を置かないことができる。 (1) オペレーションセンタ－従業員 オペレータ－（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業員をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保するために必要な数以上 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 <u>定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</u> (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</u>	ンセンタ－を設置しない場合においては、オペレーションセンタ－従業員を置かないことができる。 (1) オペレーションセンタ－従業員 オペレータ－（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業員をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保するために必要な数以上 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 <u>2. 利用者の処遇に支障がない場合は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同項第1号のオペレータ－は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に、同項第3号の随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務に従事することができる。</u> <u>3. オペレータ－は、看護師、介護福祉士その他町長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるもの）あつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</u>

改正後	改正前
<u>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。</u> <u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> <u>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u> <u>(1) 指定短期入所生活介護事業所</u> <u>(2) 指定短期入所療養介護事業所</u> <u>(3) 指定特定施設</u> <u>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>(6) 指定地域密着型特定施設</u> <u>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>(9) 指定介護老人福祉施設</u> <u>(10) 介護老人保健施設</u> <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u> <u>(12) 介護医療院</u> <u>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u> <u>6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u>	

改正後	改正前
<u>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u> (管理者) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は同一敷地内他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる<u>ものとする。</u> (設備及び備品等) 第49条 (略) 2・3 (略) 4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>第8条第1項から第3項まで</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(管理者) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は同一敷地内他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。 (設備及び備品等) 第49条 (略) 2・3 (略) 4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>第8条</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

改正後	改正前
(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。 (7) (略) (運営規程) 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第56条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待</u>	(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。 (7) (略) (運営規程) 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) <u>(8) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第56条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができ</u>る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の <u>指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u>に行わせることができる。

改正後	改正前
することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、<u>町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業員に行わせることができる。</u> 3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u> 4 (略) 5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業員の就業環境が害されることが防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。</u> (地域との連携等) 第57条 (略) 2 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>	3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業員が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業員に行わせることができる。</u> 4 (略) (地域との連携等) 第57条 (略)

改正後	改正前
(準用) 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>から第38条まで、<u>及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規定」とあるのは「運営規定（第55条に規定する重要事項に関する規定をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第19条、<u>第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンターを設置しない場合」にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</u></u>	(準用) 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第33条</u>から第38条まで、<u>第40条及び第41条</u>の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、<u>第33条及び第34条</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業員（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</u>
(従業者の員数) 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たたる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第	(従業者の員数) 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たたる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第

改正後	改正前
1 号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の<u>規定</u>による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして<u>町長</u>が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) (略)	1 号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして<u>町</u>が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の<u>規定</u>の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。	3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
4～7 (略)	4～7 (略)
8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>町の定める</u>当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前各号</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)	(管理者)
第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定地域密着型通所介護事業所の	第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がな

改正後	改正前
管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 (設備及び備品等) 第59条の5 (略) 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるところによる。 ア (略) イ <u>アの規定にかかわらず</u>、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合において、同一の場所とすることができる。 (2) (略) 3 (略) 4 前項ただし書の<u>場合において</u>、指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>町の定める</u>当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (利用料等の受領) 第59条の7 (略)	い場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 (設備及び備品等) 第59条の5 (略) 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるところによる。 ア (略) イ <u>アにかかわらず</u>、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。 (2) (略) 3 (略) 4 前項ただし書の<u>場合</u>(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する<u>場合に限る。</u>)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (利用料等の受領) 第59条の7 (略)

改正後	改正前
2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と<u>認められるもの</u> 4・5 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱いは、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況の確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>沿って</u>適切に提供するものとする。<u>この場合において、特に、認知症</u>（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 (運営規程) 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) (略)</u>	2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と<u>認められる費用</u> 4・5 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱いは、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況の確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>添って</u>適切に提供するものとする。<u>特に、認知症</u>（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 (運営規程) 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) (略)</u>

改正後	改正前
(勤務体制の確保等) 第59条の13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第59条の15 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第59条の16 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及び	(勤務体制の確保等) 第59条の13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (非常災害対策) 第59条の15 (略) (衛生管理等) 第59条の16 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正後	改正前
<u>まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。</u> (地域との連携等) 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（<u>当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合、その所在する市町村の職員</u>）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～5 （略） (準用) 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について	(地域との連携等) 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（<u>町の区域内に指定地域密着型通所介護事業所が所在する場合に限る。</u>）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～5 （略） (準用) 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合にお

改正後	改正前
準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護看護従業者</u>」と読み替えるものとする。	いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第59条の12に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護看護従業者</u>」と、<u>第24条中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護看護従業者</u>」と読み替えるものとする。
（共生型地域密着型通所介護の基準） 第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。））、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定	（共生型地域密着型通所介護の基準） 第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。））、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定

改正後	改正前
第2項」と読み替えるものとする。 (この節の趣旨) 第59条の21 第1節から<u>前節</u>までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者で<u>あつて</u>サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものという。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (従業者の員数) 第59条の23 (略) 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の業務に<u>従事するもの</u>でなければならない。 (管理者) 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2・3 (略) (設備及び備品等) 第59条の26 (略) 2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を<u>乗じて得た</u>面積以上とする。 3 (略)	(この節の趣旨) 第59条の21 第1節から<u>第4節</u>までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者でサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものという。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (従業者の員数) 第59条の23 (略) 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の業務に<u>従事する者</u>でなければならない。 (管理者) 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2・3 (略) (設備及び備品等) 第59条の26 (略) 2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を<u>乗じた</u>面積以上とする。 3 (略)

改正後	改正前
4 前項ただし書の<u>場合において</u>、指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に<u>指定療養通所介護以外</u>のサービスを提供するとき<u>は</u>、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。 (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>沿って</u>適切に提供するものとする。 (療養通所介護計画の作成) 第59条の31 (略) 2 (略) 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書又は<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第70条第1項に規定する訪問看護計画書)をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。 4～6 (略) (運営規程) 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	4 前項ただし書の<u>場合</u>(指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に<u>療養通所介護以外</u>のサービスを提供する<u>場合に限る。)</u>には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。 (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>添って</u>適切に提供するものとする。 (療養通所介護計画の作成) 第59条の31 (略) 2 (略) 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書又は<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第70条第1項に規定する訪問看護計画書)をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。 4～6 (略) (運営規程) 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

改正後	改正前
(1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> (略)	(1)～(8) (略) <u>(9)</u> (略)
(安全・サービス提供管理委員会の設置) 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービスの提供管理委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。 2・3 (略)	(安全・サービス提供管理委員会の設置) 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービスの提供管理委員会 (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。 2・3 (略)
(準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の7 (第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、<u>第59条の13第3項及び第3号中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、同条第3項中「当たつては」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たつては」とあるのは「6月」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u></u>	(準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7 (第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たつては」とあるのは「第59条の18第4項中「第59条の5第4項」と読み替えるものとする。</u>

改正後	改正前
えるものとする。 (従業者の員数) 第61条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(四十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年四万十町条例第6号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。 5～7 (略) (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・	(従業者の員数) 第61条 (略) 2・3 (略) 4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(四十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年四万十町条例第6号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。 5～7 (略) (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・

改正後	改正前
併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略) (設備及び備品等) 第63条 (略) 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるところによる。 ア (略) イ <u>アの規定</u>にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合において、同一の場所とすることができる。 (2) (略) 3 (略) 4 前項ただし書の<u>場合において</u>、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する<u>ときは</u>、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。 5 (略) (従業者の員数) 第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防防	併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略) (設備及び備品等) 第63条 (略) 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるところによる。 ア (略) イ <u>ア</u>にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。 (2) (略) 3 (略) 4 前項ただし書の<u>場合</u> (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する<u>場合に限る。</u>) <u>には</u>、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。 5 (略) (従業者の員数) 第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防防

改正後	改正前
知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条においては、指定介護予防認知症対応型通所介護の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 （略） （利用定員等） 第65条 （略） 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）	知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条においては、指定介護予防認知症対応型通所介護の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 （略） （利用定員等） 第65条 （略） 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）

改正後	改正前
定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、<u>第110条第9項</u>及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。
(管理者) 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することができる<u>ものとする</u>。<u>当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u>	(管理者) 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができる。
2 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサ-	2 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサ-

改正後	改正前
ビスを利用者の希望に<u>沿って</u>適切に提供するものとする。 (認知症対応型通所介護計画の作成) 第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第66条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、<u>希望及び</u>その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標のための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 （略） (運営規程) 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) （略） <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) （略）</u> (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の13第</u>	ビスを利用者の希望に<u>添って</u>適切に提供するものとする。 (認知症対応型通所介護計画の作成) 第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。）は、利用者の心身の状況<u>及び希望並びに</u>その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 （略） (運営規程) 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) （略） <u>(10) （略）</u> (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第73条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」、第59条の17第1項中「地域</u>

改正後	改正前																
<u>3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。	密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。																
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="833 1809 1209 2049">介護職員</th><th data-bbox="833 1133 1209 1809">介護職員</th></tr> <tr> <td data-bbox="1209 1809 1396 2049"> <u>(1)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 </td><td data-bbox="1209 1133 1396 1809"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1396 1809 1402 2049"> <u>(2)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中 </td><td data-bbox="1396 1133 1402 1809"> <u>(1)の項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1402 1809 1402 2049"></td><td data-bbox="1402 1133 1402 1809"> 看護師又は看護士 </td></tr> </table>	介護職員	介護職員	<u>(1)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	<u>(2)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中	<u>(1)の項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護		看護師又は看護士	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="833 880 1169 1133">介護職員</th><th data-bbox="833 185 1169 880">介護職員</th></tr> <tr> <td data-bbox="1169 880 1396 1133"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 </td><td data-bbox="1169 185 1396 880"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設</u>（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養<u>病床</u>を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1396 880 1402 1133"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の </td><td data-bbox="1396 185 1402 880"> <u>前項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1402 880 1402 1133"></td><td data-bbox="1402 185 1402 880"> 看護師又は看護士 </td></tr> </table>	介護職員	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設</u>（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養<u>病床</u>を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	<u>前項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>		看護師又は看護士
介護職員	介護職員																
<u>(1)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院																
<u>(2)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中	<u>(1)の項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護																
	看護師又は看護士																
介護職員	介護職員																
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設</u>（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養<u>病床</u>を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院																
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	<u>前項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>																
	看護師又は看護士																

改正後		改正前	
欄に掲げる施設等 のいずれかがある場合	護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	いずれかがある場合	業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
7～9 (略)		7～9 (略)	
10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。	
11～13 (略)		11～13 (略)	
(管理者)	(管理者)	(管理者)	
第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。	
2 (略)	2 (略)	2 (略)	

改正後	改正前
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）<u>介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、<u>第111条第3項</u>、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</u> （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者<u>若しくは訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 （設備及び備品等） 第86条 （略） 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に<u>定めるところによる。</u> (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア・イ (略) ウ <u>ア及びイの基準</u>を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）<u>介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、<u>第111条第2項</u>、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</u> （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、<u>訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 （設備及び備品等） 第86条 （略） 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に<u>定めるところによる。</u> (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア・イ (略) ウ <u>ア及びイ</u>を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊

改正後	改正前
の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数に乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。 エ (略) 3～5 (略)	室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数に乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。 エ (略) 3～5 (略)
(心身の状況等の把握) 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所において、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を集めて行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合においては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	(心身の状況等の把握) 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所において、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を集めて行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(利用料等の受領) 第90条 (略) 2 (略) 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提	(利用料等の受領) 第90条 (略) 2 (略) 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提

改正後	改正前
供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と<u>認められるもの</u> 4・5 (略) (指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針) 第91条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その</u>結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (居宅サービス計画の作成) 第93条 (略) 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年四万十町条例第1号）第16条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。 (小規模多機能型居宅介護計画の作成) 第96条 (略) 2 (略) 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、<u>希望及び</u>その置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切にサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を<u>行わなければならない</u>。 4～7 (略)	供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と<u>認められる費用</u> 4・5 (略) (指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針) 第91条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの</u>結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (居宅サービス計画の作成) 第93条 (略) 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第72号）第17条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。 (小規模多機能型居宅介護計画の作成) 第96条 (略) 2 (略) 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況<u>及び希望並びに</u>その置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通りサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を<u>行わなくてはならない</u>。 4～7 (略)

改正後	改正前
(運営規程) 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) (略)</u> (定員の遵守) 第101条 (略) 2 (略) <u>3 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することにより効率的であると認めた場合）は、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u> (準用)	(運営規程) 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) (略)</u> (定員の遵守) 第101条 (略) 2 (略) (準用)
第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、<u>「運営規程（第100条に</u>	第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、<u>「第100条に規定する重要事項に関する規</u>

改正後	改正前
規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」及び「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。	程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。
(従業者の員数) 第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は	(従業者の員数) 第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は

改正後	改正前
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。) の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。<u>以下この項において同じ。))を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とするこ</u><u>とができる。</u>	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。) の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。))を行わせるために必要な数以上とする。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を当該計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、<u>当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することが</u><u>できるものとする。</u>	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の<u>業務</u>に従事することができる。
6～8 (略)	6～8 (略)
<u>9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービスの事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定</u>	

改正後	改正前
<u>認知症対応型共同生活介護事業所</u>であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。 <u>10</u> (略) <u>11</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から<u>第10項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の<u>職務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>職務</u>に従事することができる。 <u>2</u> 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 <u>3</u> (略) 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有	<u>9</u> (略) <u>10</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から<u>第9項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>業務</u>に従事することができる。 <u>2</u> (略) 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有

改正後	改正前
するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。 2～7 （略） （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第117条 （略） 2～6 （略） 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) （略） (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) （略） 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) <u>外部の者による評価</u> (2) <u>第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u> （認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第110条第5項の計画作成担当者</u>をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u> 2～7 （略） （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第117条 （略） 2～6 （略） 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) （略） (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) （略） 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第110条第7項の計画作成担当者</u>をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

改正後	改正前
2～7 (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス <u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理すること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第123条 (略) 2 前項の<u>従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	2～7 (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第123条 (略) 2 前項の<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第38条、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)	(準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、<u>第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第122条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>」について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)

改正後	改正前
第130条 (略) 2～5 (略)	第130条 (略) 2～5 (略)
6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定地域密着型特定施設</u>における他の業務に従事することができる。	6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該地域密着型特定施設</u>における他の業務に従事することができる。
7 (略)	7 (略)
8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することができるものとする。	8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができるものとする。
9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業員を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業員を置いていとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業員を置いていとき又は、当該指定地域密着型特定施設の従業員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>職務</u>に従事することができる。	9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業員を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業員を置いていとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業員を置いていとき又は、当該指定地域密着型特定施設の従業員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>業務</u>に従事することができる。
10 (略)	10 (略)
(管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の<u>職務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設	(管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の<u>業務</u>（本体施設

改正後	改正前
の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。
第132条（略） 2・3（略）	第132条（略） 2・3（略）
4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。	4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。
(1) 介護居室 ア 一の介護居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。	(1) 介護居室 ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
イ～エ（略） (2)・(3)（略） (4) 便所 介護居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5)・(6)（略） 5～7（略）	イ～エ（略） (2)・(3)（略） (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5)・(6)（略） 5～7（略）
（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）	（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）
第138条（略） 2～5（略）	第138条（略） 2～5（略）
6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)（略） (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1	6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)（略） (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の

改正後	改正前
回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者周知徹底を図ること。 (3) (略) 7 (略) (地域密着型特定施設サービス計画の作成) 第139条 (略) 2 (略) 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4～7 (略) (運営規程) 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第146条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉	従業者に周知徹底を図ること。 (3) (略) 7 (略) (地域密着型特定施設サービス計画の作成) 第139条 (略) 2 (略) 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4～7 (略) (運営規程) 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第146条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型特定施設従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、<u>第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></u> (従業者の員数) 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の<u>員数</u>	(準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数) 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の<u>職種</u>

改正後	改正前
は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができるときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u>	は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略) (4) 栄養士 1 以上 (5)・(6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 栄養士 1 以上 (5)・(6) (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の<u>職務</u>に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
4 <u>第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設であ</u>	4 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設であ</u>

改正後	改正前
設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>次条第1項第6号</u>並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 (略) 8 <u>第1項第2号及び第4号から第6号までの規定</u>にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、作業療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。))又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)) (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 9～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(県指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う	る指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>第152条第1項第6号</u>並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 (略) 8 <u>第1項の規定</u>にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。))又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)) (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 9～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う

改正後	改正前
う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)	事業所若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 (略) 2～5 (略) 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (略) (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) (略) 7 (略)	(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 (略) 2～5 (略) 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (略) (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) (略) 7 (略)
(地域密着型施設サ―ビス計画の作成) 第158条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サ―ビス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たたる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」とい	(地域密着型施設サ―ビス計画の作成) 第158条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サ―ビス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たたる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サ―ビス計画の原案の内容について、

改正後	改正前
う。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 (略)	担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 (略)
(栄養管理) 第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 (口くう衛生の管理) 第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口くうの健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口くう衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口くう衛生の管理を計画的に行わなければならない。	(運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) (略)
(勤務体制の確保等) 第169条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密</u>	(勤務体制の確保等) 第169条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u>

改正後	改正前
着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (衛生管理等) 第171条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。 (4) (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)	(衛生管理等) 第171条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的<u>に実施すること。</u> (4) (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)

改正後	改正前
第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2～4 (略)	第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 2～4 (略)
(準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第31条に規定する運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業員」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業員」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (この節の趣旨)	(準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業員」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際にない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (この節の趣旨)

改正後	改正前
第178条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （設備） 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）ユニット 次に定めるところによる。 ア 居室 （ア）（略） （イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> （ウ）<u>一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とする。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u> （エ）（略）	第178条 第1節、<u>第3節及び前節</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （設備） 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）ユニット 次に定めるところによる。 ア 居室 （ア）（略） （イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u> （ウ）<u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u> a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u> b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、aに掲げるところによるほか、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u> （エ）（略）

改正後	改正前
イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 (略) 2～7 (略) 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (略) (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) (略) 9 (略) (運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第187条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u>	イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 (略) 2～7 (略) 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (略) (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) (略) 9 (略) (運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第187条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u>

改正後	改正前
ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
(準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、</u></u>	(準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、</u></u>

改正後	改正前
有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、<u>同項第4号、第5号及び第7号中</u>「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。	あるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第189条において準用する第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、<u>同項第4号及び第5号中</u>「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。
第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、<u>県指定居宅サービス等基準</u><u>準条例</u>第66条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。	第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第17条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、<u>指定居宅サービス等基準</u><u>条例</u>第66条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。
（従業者の員数等） 第191条 （略） 2～12 （略）	（従業者の員数等） 第191条 （略） 2～12 （略）
13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に<u>町長</u>が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。	13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

改正後	改正前
14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者（以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>県指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき<u>及び</u>第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は同一敷地内にあって他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の<u>職務</u>に従事することとができる。 2 （略） 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に<u>町長</u>が定める研修を終了している者又は保健師若しくは看護師でなければならない。	14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者（以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準条例</u>第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき<u>並びに</u>第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にあって他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の<u>業務</u>に従事することとができる。 2 （略） 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を終了している者又は保健師若しくは看護師でなければならない。

改正後	改正前
(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者<u>若しくは訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 (設備及び備品等) 第195条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア・イ (略) ウ <u>ア及びイの基準</u>を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ・オ (略) 3・4 (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の</u>	(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、<u>訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 (設備及び備品等) 第195条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア・イ (略) ウ <u>ア及びイ</u>を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ・オ (略) 3・4 (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条か

改正後	改正前
できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たする者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
附 則 （病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置） 第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者	附 則 （病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置） 第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者

改正後	改正前
老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1)・(2) (略)	第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1)・(2) (略)
第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設	第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設

改正後	改正前
しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。	しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
<u>第12条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u> <u>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</u>	
<u>第12条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療</u>	

改正後	改正前
<u>機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u> (研修修了者に係る経過措置) 第18条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、<u>第91条第3項</u>、第92条、<u>第171条第13項</u>、<u>第172条第3項</u>又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、<u>第111条第3項</u>、第112条、<u>第191条第13項</u>、<u>第192条第3項</u>又は第193条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。	(研修修了者に係る経過措置) 第18条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、<u>第91条第2項</u>、第92条、<u>第171条第9項</u>、<u>第172条第2項</u>又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、<u>第111条第2項</u>、第112条、<u>第191条第9項</u>、<u>第192条第2項</u>又は第193条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。

■議案第28号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 通所系サービス

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

① 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とします。

② 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

2. 多機能系サービス

(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護

① 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管

理者・介護職員の兼務を可能とします。

② 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とします。

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

3. 居住系サービス

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護

① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設します。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とします。

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定めます。

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やか

な対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤２人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とします。

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとします。

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに１名以上の配置から、事業所ごとに１名以上の配置に緩和します。

⑤ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、３年の経過措置期間を設けることとします。

４．全サービス共通

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施の取組を義務付けます。その際、３年の経過措置期間を設けることとします。

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとします。

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行います。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとします。

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化します。

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。

⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措

置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

- ⑨ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。

5. その他所要の改正

1 から 4 までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜粋

第 115 条の 14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前 2 項の条例を定めるに当たっては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第 5 号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第 3 号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 目次 <u>第5章 雑則（第91条）</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者</u> 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス <u>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス</u> それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> 2 (略)	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例 目次 (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> 2 (略)	

改正後	改正前
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略)
第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、<u>その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</u>	第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、<u>認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</u>
(従業者の員数) 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定	(従業者の員数) 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定

改正後	改正前
介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2)・(3) (略) 2 (略) 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 4 (略) 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6・7 (略)	併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を提供する日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2)・(3) (略) 2 (略) 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 4 (略) 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事することができるものとする。 6・7 (略)

改正後	改正前
(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができる。 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 (設備及び備品等) 第7条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の<u>とおりとする</u>。 (1) 食堂及び<u>機能訓練室</u> ア (略) イ <u>アの規定</u>にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 (2) (略) 3 (略) 4 前項ただし書の場合において、<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供を提供するときは</u>、当該サービスの内容を当該サービスの提供の前に町長に届け出るものとする。	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができる。 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 (設備及び備品等) 第7条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の<u>各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる</u>。 (1) 食堂及び<u>機能訓練室</u> <u>次に定めるところによる</u>。 ア (略) イ <u>ア</u>にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 (2) (略) 3 (略) 4 前項ただし書の場合 (<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供を提供する場合に限る</u>) には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に<u>当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事</u>

改正後	改正前
5 (略) (従業者の員数) 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）においては、当該事業所における	<u>業者に係る指定を行った町長</u>に届け出るものとする。 5 (略) (従業者の員数) 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）においては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通

改正後	改正前
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。 2 (略)	所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。 2 (略)
(利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることがで きる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては 共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活 を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごと に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計 が1日当たり12人以下となる数とする。	(利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることがで きる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては 共同生活住居(法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活 を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごと に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計 が1日当たり12人以下となる数とする。
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。) <u>第16条において同</u> (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。<u>第16条におい</u>

改正後	改正前
項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。	<u>て同じ。</u>)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。
(管理者) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u>	(管理者) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができる。
2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、	2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

改正後	改正前
当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 (略) (受給資格等の確認) 第14条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により<u>認定審査意見</u>が記載されているときは、<u>当該認定審査意見</u>に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。	当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 (略) (受給資格等の確認) 第14条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により<u>認定審査会の意見</u>が記載されているときは、<u>当該意見</u>に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。
(心身の状況等の把握) 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービスマン担当者会議（<u>四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例</u>（平成27年3月19日条例第13号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第31条第9号に規定するサービスマン担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの把握に努めなければならない。	(心身の状況等の把握) 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービスマン担当者会議（<u>保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が介護予防サービスマン計画の作成のため</u><u>に介護予防サービスマン計画の原案に位置付けた指定介護予防サービスマンの担当者を招集して行う会議</u>をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの把握に努めなければならない。
(地域密着型介護予防サービスマン費の支給を受けるための援助) 第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは</u>、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービスマン計画の作成を介護予防支援業者に依頼すること等により、地域密着型介護予防サービスの支給を受けることができる旨を<u>説明</u>、介護予防支援業者に提供する情報の<u>提供</u>その他の地域密	(地域密着型介護予防サービスマン費の支給を受けるための援助) 第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>地域密着型介護予防サービスマン費の支給の要件に該当しない場合として規則で定める場合</u>は、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービスマン計画の作成を介護予防支援業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービスの支給を受けることができる旨の<u>説明</u>、介護予防支援業者に提供する情報の<u>提供</u>その他の地域密

改正後	改正前
援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第19条 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（<u>施行規則第85条の2第1号ハに規定する</u>計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該介護予防サービス計画</u>に沿った指定介護予防防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。 (<u>介護予防サービス計画</u>の変更の援助) 第20条 (略) (サービスの提供の記録) 第21条 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 (略) (利用料等の受領) 第22条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防防認知症対応型通所介	着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第19条 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（<u>規則で定める</u>計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該計画</u>に沿った指定介護予防防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。 (<u>介護予防サービス計画等</u>の変更の援助) 第20条 (略) (サービスの提供の記録) 第21条 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防防認知症対応型通所介護を<u>提供した日及びその内容</u>、当該指定介護予防防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 (略) (利用料等の受領) 第22条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防防認知症対応型通所介

改正後	改正前
護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と<u>認められるもの</u> 4・5 (略) (緊急時等の対応) 第25条 介護予防認知症対応型通所介護事業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、<u>速やかに</u>主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (運営規程) 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第28条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。<u>その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を</u>	護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と<u>認められる費用</u> 4・5 (略) (緊急時等の対応) 第25条 介護予防認知症対応型通所介護事業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、<u>直ちに</u>主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (運営規程) 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第28条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

改正後	改正前
<u>講じなければならない。</u> 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (非常災害対策) 第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(非常災害対策) 第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

改正後	改正前
(衛生管理等) 第31条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとするとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>	(衛生管理等) 第31条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
(揭示) 第32条 (略) 2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u>	(揭示) 第32条 (略)
(苦情処理) 第36条 (略) 2～6 (略) (事故発生時の対応)	(<u>苦情解決</u>) 第36条 (略) 2～6 (略) (事故発生時の対応)

改正後	改正前
第37条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の事故による損害のうち、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が賠償すべき事故が発生した場合、速やかに賠償しなければならない。 4 (略)	第37条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の事故による損害のうち、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。 4 (略)
(虐待の防止) <u>第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>	(地域との連携等) 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（町の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第
(地域との連携等) 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を	(地域との連携等) 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（町の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第

改正後	改正前
管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を<u>行う等</u>の地域との交流を図らなければならない。 4・5 (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、<u>前号に規定する利用者</u>の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。 (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、<u>当該介護予防サービス計画</u>の内容に沿って作成しなければならない。 (4)～(14) (略)	1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と<u>連携し、又は協力すること</u>とその<u>他</u>の地域との交流を図らなければならない。 4・5 (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、<u>利用者</u>の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。 (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、<u>当該計画</u>の内容に沿って作成しなければならない。 (4)～(14) (略)

改正後	改正前						
第43条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、又はその利用者をサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊せし、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 （従業者の員数等） 第44条 （略） 2 前項の利用者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3～5 （略） 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	第43条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、又はその利用者をサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊せし、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 （従業者の員数等） 第44条 （略） 2 前項の利用者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受ける場合は、推定数による。 3～5 （略） 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。						
<table><tr><td><u>(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の</u></td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u>（医療</td><td>介護職員</td></tr></table>	<u>(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の</u>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u> （医療	介護職員	<table><tr><td><u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいず</u></td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第</td><td>介護職員</td></tr></table>	<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいず</u>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第	介護職員
<u>(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の</u>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u> （医療	介護職員					
<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいず</u>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第	介護職員					

改正後			改正前		
<u>いずれかが併設されている場合</u>	法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は <u>介護医療院</u>		<u>れかが併設されている場合</u>	4号に規定する療養病棟を有する診療所であるものに限る。）又は <u>介護医療院</u>	
	<u>(2)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合</u>	<u>(1)の項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>		<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合</u>	<u>前項</u> 中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービスの事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条令第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「 <u>本体事業所</u> 」という。）との密接な連携の下に運営されるもの。以下「 <u>本体事業所</u> 」という。）に置くべき訪問サービスの提供に当たるとする介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービスの事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条令第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「 <u>本体事業所</u> 」という。）との密接な連携の下に運営されるもの。以下「 <u>本体事業所</u> 」という。）に置くべき訪問サービスの提供に当たるとする介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が		

改正後	改正前
登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができ。	適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
8・9 (略)	8・9 (略)
10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。
11 前項の介護支援専門員は、別に町長が定める研修を修了している者でなければならない。	11 前項の介護支援専門員は、町長が定める研修を修了している者でなければならない。
12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に町長が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。	12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われているときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の町長が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。
13 (略)	13 (略)
(管理者) 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指	(管理者) 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規

改正後	改正前
定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に併設する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。) が、指定夜間対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護看護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。))第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。) 又は指定訪問看護事業者(県指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。) の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)	模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。) の業務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。) が、指定訪問介護事業者(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号に規定する第1号介護予防支援事業を除く。) に従事することができる。
2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2	2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2

改正後	改正前
項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第3項</u>及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (登録定員及び利用定員) 第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、<u>その登録定員</u>(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)<u>を、29人</u>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、<u>次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービス</u>の利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。))<u>を、29人</u>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。	項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第2項</u>及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (登録定員及び利用定員) 第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。))<u>は、29人</u>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。))<u>は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</u>

改正後	改正前
(1)・(2) (略) (設備及び備品等) 第48条 (略) 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる<u>ものとする</u>。 イ (略) ウ ア及びイの<u>基準</u>を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。 エ (略) 3～5 (略) (心身の状況等の把握) 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする</u>）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ	(1)・(2) (略) (設備及び備品等) 第48条 (略) 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ (略) ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。 エ (略) 3～5 (略) (心身の状況等の把握) 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ

改正後	改正前
る。ただし、利用者等が参加する場合には、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	ている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(<u>身体的拘束</u>等の禁止) 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束</u>その他利用者の行動を制限する行為（以下「<u>身体的拘束</u>等」という。）を行ってはならない。	(<u>身体</u>の<u>拘束</u>等の禁止) 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の<u>拘束</u>その他利用者の行動を制限する行為（以下「<u>身体</u>の<u>拘束</u>等」という。）を行ってはならない。
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の<u>身体的拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(緊急時等の対応) 第56条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、<u>速やかに</u>主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。第60条第1項において同じ。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(緊急時等の対応) 第56条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、<u>直ちに</u>主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。第60条第1項において同じ。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(運営規程) 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

改正後	改正前
(1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) (略)</u> (定員の遵守) 第58条 (略) 2 (略) <u>3 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u> (非常災害対策) 第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に<u>避難、救出</u>その他必要な訓練を行わなければならない。 2 (略) (記録の整備) 第64条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指	(1)～(9) (略) <u>(10) (略)</u> (定員の遵守) 第58条 (略) 2 (略) (非常災害対策) 第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に<u>避難訓練、救出訓練</u>その他必要な訓練を行わなければならない。 2 (略) (記録の整備) 第64条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指

改正後	改正前
定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から２年間保存しなければならない。 (１)～(３) (略) (４) 第53条第２項に規定する<u>身体的拘束</u>等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (５)～(８) (略) (準用)	定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から２年間保存しなければならない。 (１)～(３) (略) (４) 第53条第２項に規定する<u>身体</u>の<u>拘束</u>等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (５)～(８) (略) (準用)
第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第28条の２及び第31条から第39条まで（第37条第４項を除く。）</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規定（第57条に規定する重要事項に関する規定をいう。第32条第１項において同じ。）</u>」と、<u>同項、第28条第３項及び第４項、第28条の２第２項、第31条第２項第１号及び第３号、第32条第１項並びに第37条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第39条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u> (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針) 第66条 (略) ２ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その</u>結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 ３～５ (略)	第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第31条から第36条まで及び第37条（第４項を除く。）から第39条までの規定は</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第57条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、<u>第28条第３項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」</u>、第39条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針) 第66条 (略) ２ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの</u>結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 ３～５ (略)

改正後	改正前
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) 介護支援専門員は、<u>前号に規定する利用者</u>の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援の具体的取扱方針</u>及び同条例第32条各号に掲げる指定介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、指定介護予防サービスの利用に係る計画を作成するものとする。 (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、<u>第1号に規定する</u>利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載する期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通りサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。 (4)～(15) (略) (従業者の員数) 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) 介護支援専門員は、<u>利用者</u>の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年四万十町条例第13号）</u>第31条各号に掲げる指定介護予防支援の具体的取扱方針及び同条例第32条各号に掲げる介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、指定介護予防サービスの利用に係る計画を作成するものとする。 (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。 (4)～(15) (略) (従業者の員数) 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

改正後	改正前
業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者 (以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 (当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合) については、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。) の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。) をいう。以下この項において同じ。) を行わせるために必要な数以上とする。 <u>ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u>	業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者 (以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 (当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合) については、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。) の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。) をいう。) を行わせるために必要な数以上とする。
2・3 (略) 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機	2・3 (略) 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機

改正後	改正前
能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務</u>に従事することができる。 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に就任する者としなければならない。ただし、<u>当該計画作成担当者</u>は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の<u>職務</u>に従事することができる。 6 前項の計画作成担当者は、別に町長が定める研修を修了している者でなければならない。 7・8 (略)	能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、<u>当該小規模多機能型居宅介護事業所の業務</u>に従事することができる。 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に就任する者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の<u>業務</u>に従事することができる。 6 前項の計画作成担当者は、町長が定める研修を修了している者でなければならない。 7・8 (略)
9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。</u> 10 (略)	9 (略)

改正後	改正前
11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</u> 2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができるものとする。</u> 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、	10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の<u>業務</u>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の<u>業務</u>に従事することができる。 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、

改正後	改正前
介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているものでなければならない。	介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。
第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）</u>とする。	第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることとその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>
2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 3～7 （略）	2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に<u>対処するために必要</u>な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 3～7 （略）
（身体の拘束等の禁止） 第78条 （略） 2 （略） 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） （略） （2） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	（身体の拘束等の禁止） 第78条 （略） 2 （略） 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） （略） （2） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

改正後	改正前
(3) (略) (管理者による管理) 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所の事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) (略) (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、<u>従業者</u>の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の<u>従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資	(3) (略) (管理者による管理) 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) (略) (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3)～(6) (略) <u>(7)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資

改正後	改正前
質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (記録の整備) 第85条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 い。 (1)・(2) (略) (3) 第78条第2項に規定する<u>身体的拘束等</u>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)～(7) (略) (準用) 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<u>第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）</u>、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規	質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (記録の整備) 第85条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 い。 (1)・(2) (略) (3) 第78条第2項に規定する<u>身体の拘束等</u>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)～(7) (略) (準用) 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条、第37条（第4項を除く。）</u>、<u>第38条、第39条</u>、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは、「<u>第80条に</u>

改正後	改正前
程」とあるのは「<u>運営規定（第80条に規定する重要事項に関する規定をいう。第32条第1項において同じ。）</u>」同項、<u>第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第59条中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u> (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第87条 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護</u>は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 <u>(1) 外部の者による評価</u> <u>(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価</u> 3～5 (略) (介護等) 第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>行わなければならない</u>。	<u>規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「<u>介護予防認知症対応型通所介護事業者</u>」とあるのは「<u>介護事業者</u>」とあるのは「<u>介護事業者</u>」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護事業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第59条中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u> (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第87条 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u>は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 3～5 (略) (介護等) 第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>行われなければならない</u>。

改正後	改正前
2・3 (略) <u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>	2・3 (略) 附 則 (経過措置) 第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により

改正後	改正前
指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、<u>別に</u>町長が定める研修を修了しているもの」とあり、及び第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは、「者」とする。 2 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス</u>の事業の人員、設備及び運営並びに<u>指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）の施行の際現に2</u>を超える共同生活住居を有しているものは、<u>当分の間、第74条第1項</u>の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。 3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、<u>基準省令の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたもの</u>については、第74条第4項の規定は適用しない。	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。 2 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日において2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。 3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。
第3条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第70条第6項、<u>第71条第3項</u>又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、<u>第72条第3項</u>又は第73条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。	第3条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第70条第6項、<u>第71条第2項</u>又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、<u>第72条第2項</u>又は第73条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。

■議案第29号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施の取組を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとします。

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行います。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとします。

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化します。

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。

⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

⑨ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。

①から⑨までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和3年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜粋

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第 59 条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

（１） 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（２）・（３） （略）

２ 市町村が前項第 1 号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（１） 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（２） 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第 115 条の 24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

２ 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

３ 市町村が前 2 項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（１） 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（２） 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

改正後	改正前
四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例 目次 第1章 総則 (第1条) <u>第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針 (第2条)</u> <u>第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準 (第3条・第4条)</u> <u>第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準 (第5条—第29条)</u> <u>第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第30条—第32条)</u> <u>第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準 (第33条)</u> <u>第7章 雑則 (第34条)</u>	四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 目次 第1章 総則 (第1条・<u>第2条</u>) <u>第2章 人員に関する基準 (第3条・第4条)</u> <u>第3章 運営に関する基準 (第5条—第29条)</u> <u>第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第30条—第32条)</u> <u>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第33条)</u>
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の<u>事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらに係る基準のうち基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の<u>事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらに係る基準のうち基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準を定めるものとする。</u>

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針

改正後	改正前
(基本方針) 第2条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準</u> <u>第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画（<u>法第8条の2第16項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求め、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、<u>当該利用者に係る担当職員</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項に定</u>	(基本方針) 第2条 (略) 2～4 (略) <u>第2章 人員に関する基準</u> <u>第3章 運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（<u>法第8条の2第18項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができ、等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、<u>担当職員</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項で定</u>

改正後	改正前
めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の<u>技術を利用</u>する方法であって次に掲げるもの（以下<u>この条において</u>「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) (略) 5～8 (略)	めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の<u>技術を使用</u>する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) (略) 5～8 (略)
(利用料等の受領) 第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（<u>同条第1項</u>）に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	(利用料等の受領) 第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（<u>同条第2項</u>）に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
(法定代理受領サービスに係る報告) 第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、<u>国民健康保険団体連合会</u>（<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者（同条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に支払われる場	(法定代理受領サービスに係る報告) 第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、<u>国民健康保険団体連合会</u>（<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者（同条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に支払われる場

改正後	改正前
2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る<u>特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。</u> (運営規程) 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を<u>定めるものとする。</u> (1) (略) (2) <u>従業者</u>の職種、員数及び職務の内容 (3)～(5) (略) <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第19条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって<u>指定介護予防支援</u>を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。 3 (略) <u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を</u>	<u>合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</u> 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。）に係る<u>特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合には、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。</u> (運営規程) 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を<u>定めておかなければならない。</u> (1) (略) (2) <u>職員</u>の職種、員数及び職務の内容 (3)～(5) (略) <u>(6) (略)</u> (勤務体制の確保) 第19条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって<u>指定介護予防支援の業務</u>を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。 3 (略)

改正後	改正前
背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	

改正後	改正前
(揭示) 第22条 (略) <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (苦情解決) 第26条 (略) 2～4 (略) 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(法第2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス)に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。 6・7 (略)	(揭示) 第22条 (略) けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。 6・7 (略)
(虐待の防止) 第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待	

改正後	改正前
<u>の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して<u>提供するものとする。</u> (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる<u>各領域</u>ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。 ア～エ (略) (7) 担当職員は、前号に規定する<u>支援</u>すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分	第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して<u>提供しなければならない。</u> (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる<u>項目</u>ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。 ア～エ (略) (7) 担当職員は、前号に規定する<u>解決</u>すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分

改正後	改正前
に説明し、理解を得なければならない。 (8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）という。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報をもとに、当該介護予防サービス計画の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。	に説明し、理解を得なければならない。 (8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議を担う。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
(10)・(11) (略) (12) 担当職員は、<u>介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条列において位置付けられている計画の提出を求めるとともに、作成を指導し、</u>サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。	(10)・(11) (略) (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、<u>介護予防訪問看護計画（高知県指定介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画（高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第43条第2号に規定する介護予防訪問看護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条列において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u>
(13) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した後は、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提	(13) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した後は、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提

改正後	改正前
供を行うものとする。 (13)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。 (14) (略) (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア (略) イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ (略) (16)～(18) (略) (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする	供を行わなければならない。 (14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。 (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア (略) イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ (略) (16)～(18) (略) (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要

改正後	改正前
要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行わなければならない。 (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（<u>法第8条の2第3項</u>）に規定する介護予防訪問看護をいう。次号及び第21号において同じ。）<u>介護予防通所リハビリテーション（法第8条の2第4項）に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。</u>次号及び第21号において同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の<u>医師等</u>の意見を求めなければならない。 (20)の2～(25)（略） (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を<u>図るものとする。</u> <u>(27) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の4第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u> （介護予防支援の提供に当たっての留意点） 第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) 単に運動機能、栄養状態、<u>口くう</u>機能といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。 (2)～(8)（略）	支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行わなければならない。 (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（<u>法第8条の2第4項</u>）に規定する介護予防訪問看護をいう。次号及び第21号において同じ。）<u>介護予防通所リハビリテーション（同条第8項）に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。</u>次号及び第21号において同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の<u>医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）</u>の意見を求めなければならない。 (20)の2～(25)（略） (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を<u>図らなければならない。</u> （介護予防支援の提供に当たっての留意点） 第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) 単に運動機能、栄養状態、<u>口腔</u>機能といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。 (2)～(8)（略）

改正後	改正前
(準用) 第33条 <u>第2章から前章</u> (第26条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条第18条」と、第11条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（<u>同条第1項</u>）に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 <u>第7章 雑則</u> (電磁的記録等) 第34条 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条）において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>	(準用) 第33条 <u>第2条及び第2章から前章</u> (第26条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条第18条」と、第11条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（<u>同条第2項</u>）に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
<u>2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>	

■議案第30号 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

① 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について利用者に説明を行うことを新たに求めます。

ア 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

イ 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合

② 感染症対策の強化

介護サービス事業者には、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施の取組を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

③ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

④ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとします。

⑤ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点か

ら、以下の見直しを行います。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

⑥ 利用者への説明・同意

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとします。

⑦ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化します。

⑧ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。

⑨ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

⑩ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。

①から⑩までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和3年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

（1） 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（2）～（3） （略）

2 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後		改正前
目次		目次
第2章 <u>指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準</u> （第5条・第6条）		第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
第3章 <u>指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準</u> （第7条—第32条）		第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
第4章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第33条）		第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
第5章 <u>雑則</u> （第34条）		
（趣旨）		（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、 <u>指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）等の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業</u> の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の申請者の要件を定めるものとする。		第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、 <u>第79条第2項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業</u> の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の申請者の要件を定めるものとする。
（基本方針）		（基本方針）
第3条（略）		第3条（略）
2～4（略）		2～4（略）
5 <u>指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>		
6 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>		

改正後	改正前
第2章 <u>指定居宅介護支援の事業の事業の人員に関する基準</u> (管理者) 第6条 (略) 2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) <u>当該</u>管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) <u>当該</u>管理者が<u>その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内</u>にある他の事業所の職務に従事する場合（<u>当該</u>指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） 第3章 <u>指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の</u>	第2章 人員に関する基準 (管理者) 第6条 (略) 2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならない。 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が<u>同一敷地内</u>にある他の事業所の職務に従事する場合（<u>その管理する</u>指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） 第3章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるよう求めること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

改正後	改正前
数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ、利用申込者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項に</u>定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) (略) 5～8 (略) (サービス提供困難時の対応) 第9条 指定居宅介護支援事業者は、<u>当該指定居宅介護支援事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。	3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ、利用者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項で</u>定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) (略) 5～8 (略) (サービス提供困難時の対応) 第9条 指定居宅介護支援事業者は、<u>当該事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

改正後	改正前
(利用料等の受領) 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（<u>同条第1項</u>）に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者から支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の<u>額</u>と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 2・3 （略） （指定居宅介護支援の基本取扱方針） 第15条 指定居宅介護支援は、<u>利用者の要介護状態</u>の軽減又は悪化の防止の防止に資して行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。 2 （略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) （略） (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を<u>招集</u>して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同	(利用料等の受領) 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（<u>法第46条第2項</u>）に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者から支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 2・3 （略） （指定居宅介護支援の基本取扱方針） 第15条 指定居宅介護支援は、<u>要介護状態</u>の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。 2 （略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) （略） (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を<u>召集</u>して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条におい

改正後	改正前
じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他ののやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。 (10)～(13) (略) (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、<u>口くう</u>機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等</u>又は薬剤師に提供するものとする。 (15)～(17) (略) (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への<u>入院若しくは入所</u>を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は<u>退所</u>しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。 (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に<u>町長</u>が定める回数以上の訪問介護（<u>町長</u>が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要なる理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。	て「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他ののやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(13) (略) (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、<u>口腔</u>機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師</u>又は薬剤師に提供するものとする。 (15)～(17) (略) (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への<u>入院又は入所</u>を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は<u>退所</u>しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。 (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に<u>厚生労働大臣</u>が定める回数以上の訪問介護（<u>厚生労働大臣</u>が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要なる理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

改正後	改正前
(20)の2 <u>介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</u> (21)～(24) (略) (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受けなければならない</u>について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受けなければならない。 (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない</u>。 (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（<u>同項</u>の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解	(21)～(24) (略) (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受けなければならない</u>について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受けなければならない。 (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない</u>。 (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（<u>同条第1項</u>の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解

改正後	改正前
上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければなら ない。 (28)～(30) (略) (<u>法定代理受領サービス等</u>に係る報告) 第17条 (略) 2 (略) (利用者に関する町への通知) 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利 用者が次の<u>各号の</u>いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付し てその旨を町に通知しなければならない。 (1)・(2) (略) (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、 <u>次に掲げる事業の運営についての重要事項</u>に関する規程（以下「運営 規程」という。）を定めるものとする。 (1) (略) (2) <u>従業者</u>の職種、員数及び職務内容 (3)～(5) (略) (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) <u>その他運営に関する重要事項</u> (<u>勤務体制の確保等</u>) 第22条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保 する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければ ならない。 (28)～(30) (略) (<u>法定代理受領サービス</u>に係る報告) 第17条 (略) 2 (略) (利用者に関する町への通知) 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利 用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその 旨を町に通知しなければならない。 (1)・(2) (略) (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、 <u>事業の運営に係る重要事項</u>に関する規程（以下「運営規程」とい う。）として<u>次に掲げる事項</u>を定めるものとする。 (1) (略) (2) <u>職員</u>の職種、員数及び職務内容 (3)～(5) (略) (6) <u>その他運営に関する重要事項</u> (<u>勤務体制の確保</u>) 第22条 (略) 2・3 (略)

改正後	改正前
<u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第22条の2</u> 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時に おいて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下 この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続 計画に従い必要な措置を講じなければならない。 <u>2</u> 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画 について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しな ければならない。 <u>3</u> 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行 い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 <u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> <u>第24条の2</u> 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所 において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置 を講じなければならない。 <u>(1)</u> 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図 ること。 <u>(2)</u> 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。 <u>(3)</u> 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対 し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 に実施すること。	(揭示) 第25条 (略)

改正後	改正前
<u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (<u>指定居宅サービス事業者等</u>からの利益収受の禁止等) 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>指定居宅サービス事業者等</u>から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (<u>虐待の防止</u>) 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	(<u>居宅サービス事業者等</u>からの利益収受の禁止等) 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>居宅サービス事業者等</u>から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

改正後	改正前
<u>と。</u> (会計の区分) 第31条 指定居宅介護支援事業者は、<u>指定居宅介護支援事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備) 第32条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の<u>各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) 第4章 <u>基準該当居宅介護支援の事業</u>に関する基準 (準用) 第33条 <u>前2章</u> (第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「<u>第18条</u>」とあるのは「<u>第18条</u>」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援 (法第46条第4項の規定に基づく居宅介護サービス計画費 (同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)) が当該指定居宅介護支援に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 <u>第5章 雑則</u>	(会計の区分) 第31条 指定居宅介護支援事業者は、<u>事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備) 第32条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の<u>各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) 第4章 <u>基準該当居宅介護支援</u>に関する基準 (準用) 第33条 <u>第3条、第2章及び第3章</u> (第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「<u>第21条</u>」とあるのは「<u>第33条</u>において準用する<u>第21条</u>」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援 (法第46条第4項の規定に基づく居宅介護サービス計画費 (<u>法第46条第2項</u>に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)) が当該指定居宅介護支援に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
(電磁的記録) 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条）において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

改正後	改正前
3. <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員」とする。</u>	

■議案第31号 四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、四万十町まちづくり基本条例（平成22年条例第25号）から地域自治区に関する規定を削除するため、条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

第7章の全部（第26条及び第27条）を削除します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【これまでの経過】

四万十町まちづくり基本条例は、四万十町の自治の基本理念、町政運営の仕組みや考え方等を規定し、住民が主体となった協働による自治を実現するため、まちづくりの基本原則を定めた本町の最高規範として制定され、平成23年4月1日から施行されています。

この条例の第7章には、町村合併により、自分たちの声が町に届かなくなるのではないかという住民不安の払拭が重要であり、また、身近な地域課題は、住民自らが担うことが、効果的、効率的であるとの考えから、第26条には地域内分権の規定が、第27条には地域内分権の仕組みとして地域自治区の設置を目指すことが定められています。

町では、条例制定後の平成23年10月から地域自治区検討委員会による検討を重ね、平成25年8月第15回目の会議において提出された最終答申書の内容をもとに、制度の原案を作成するとともに、住民の皆様に地域自治区制度の理解を深めていただくため、平成25年9月から町内70か所以上で説明会等を開催するなど地域自治区の設置を目指して取り組んできましたが、平成26年4月の新町長の就任以降、地域自治区制度の導入を見送ってきました。

このような状況の中、町村合併後10年余りが経過し、合併時に懸念されたことや、現在の状況下における地域自治区制度導入の必要性について、今後の町の方向性を協議し、地域自治区制度は「導入しない」ことを前提に、令和元年11月から令和2年1月にかけて町内8会場で開催した町政懇談会、令和2年4月の四万十町区長連絡会及び令和3年2月の意見公募手続条例に基づく公聴会で説明させていただきました。

これらの結果、町の方針として、現在の社会情勢下においては地域自治区制度を導入する状況にはないと判断し、条例の改正を提案するものです。

期日	取組等	内容等
令和元年 11 月 ～翌年 1 月	町政懇談会	計 8 回開催。これまでの協議、方向性の説明
令和 2 年 3 月	議会	町長施政方針で「地域自治区の設置はしない」と表明
令和 2 年 4 月	区長連絡会	「地域自治区の設置はしない」と町長表明
令和 2 年 10 月	議会全員協議会	四万十町まちづくり基本条例の改正について説明
令和 2 年 11・12 月	アンケート実施	対象者は、区長及び無作為抽出の町民
令和 3 年 1・2 月	意見公募手続	公聴会は、窪川、大正、十和地域の 3 会場で開催

【意見公募手続の結果】

提出意見 1 件

No.	意見等の概要	町の考え方
1	行政等で一定の判断を行った「まちづくり基本条例」改正案（第 7 章 地域内分権の削除）はやむを得ないが、今後における地域自治や地域自治組織の在り方などを早急に検討し、活力ある四万十町のまちづくりを推進されたい。	今後におきましては、ご意見にありますように、地域自治組織等の在り方などを検討し、組織の取り組みが形骸化することのないよう、また、町民の意見が反映できるよう、住民自らの意思で参加し、活動できる組織づくりに取り組むよう検討してまいります。

【参考】

四万十町まちづくり基本条例（抜粋）

第 7 章 地域内分権 （地域内分権） 第 26 条 町長は、町民自らが地域の課題を考え、解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政に反映するための仕組みを整え、地域内分権を推進していきます。 （地域自治区） 第 27 条 町長は、地域内分権の仕組みとして、町民にとって身近な地域をその区域とする地域自治区の設置を目指します。 2 町長は、法に定められた地域協議会の構成員を選任するときは、地域自治区の区域内の町民の多様な意見が適切に反映されるよう選任方法に配慮しなければなりません。 3 地域自治区の設置に関し必要な事項は、別に条例で定めます。 第 8 章 見直し等 （見直し） 第 28 条 <u>町長は、この条例について社会情勢の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに検討を行い、町民の意見を反映しながら見直しを行わなければなりません。</u> 2 <u>町長は、この条例の改正を提案しようとする場合には、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く町民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。</u>
--

四万十町まちづくり基本条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 前文 第1章 総則（第1条―第3条） 第2章 まちづくりの基本理念（第4条） 第3章 まちづくりの仕組み（第5条―第8条） 第4章 町民の権利及び責務（第9条―第11条） 第5章 町民のための議会（第12条―第15条） 第6章 町民のための執行機関（第16条―第25条） （削除） 第7章 見直し等（第26条） 附則 前文・第1章～第6章（略） （削除）	目次 前文 第1章 総則（第1条―第3条） 第2章 まちづくりの基本理念（第4条） 第3章 まちづくりの仕組み（第5条―第8条） 第4章 町民の権利及び責務（第9条―第11条） 第5章 町民のための議会（第12条―第15条） 第6章 町民のための執行機関（第16条―第25条） <u>第7章 地域内分権（第26条・第27条）</u> <u>第8章 見直し等（第28条）</u> 附則 前文・第1章～第6章（略） <u>第7章 地域内分権</u> <u>（地域内分権）</u> <u>第26条</u> 町長は、町民自らが地域の課題を考え、解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政に反映するための仕組みを整え、地域内分権を推進していきます。 <u>（地域自治区）</u> <u>第27条</u> 町長は、地域内分権の仕組みとして、町民にとって身近な地域をその区域とする地域自治区の設置を目指します。 <u>2</u> 町長は、法に定められた地域協議会の構成員を選任するときは、<u>地域自治区の区域内の町民の多様な意見が適切に反映されるよう選任方法に配慮しなければなりません。</u> <u>3</u> <u>地域自治区の設置に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</u> <u>第8章 見直し等</u> <u>（見直し）</u> <u>第28条</u> 町長は、この条例について社会情勢の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに検討を行い、町民の意見を反映しながら見直しを行わなければなりません。 <u>2</u> <u>（略）</u>

【要旨】

議案第32号から議案第63号までの議案は、観光施設、福祉施設、集会施設など本町が公の施設として設置し、指定管理者による管理を行っている計32施設に関するものです。

現在、これらの施設については、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等が指定管理者となり管理業務を行っていますが、令和3年3月末をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により、これらの施設に係る指定管理者の候補者を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【公募によらず選定した理由】

2月15・17日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、「利用者の平等な利用とサービスの向上」、「施設の最大活用」、「適切な維持管理と経費縮減」、「安定管理のための経営規模と能力」等の観点から総合的に判断した結果、指定手続条例第5条の規定により、これら32施設の指定管理者の候補者を選定したものです。

【施設一覧】

議案番号及び施設の名称			
32	四万十町作屋就業改善センター	48	四万十町十和認知症高齢者グループホーム
33	四万十町興津地区多目的集会所	49	四万十町大正生活支援住宅青空
34	四万十町大正北ノ川多目的集会所	50	四万十町デイサービスセンター百年荘
35	四万十町江師生活改善センター	51	四万十町デイサービスセンター緑林荘
36	四万十町瀬里集会所	52	四万十町デイサービスセンターさくら貝
37	四万十町小野農業構造改善センター	53	四万十町昭和基幹集落センター
38	四万十町十和東部地区交流センター	54	地吉農産物処理加工施設
39	四万十町河内集会所	55	四万十町興津青少年旅行村
40	四万十町井崎集会所	56	四万十町興津農水産物加工直販センター
41	四万十町十和川口集会所	57	四万十町三島キャンプ場
42	四万十町里川入会林総合利用センター	58	四万十町ライダーズイン四万十
43	四万十町昭和高齢者創作館	59	四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」
44	四万十町立ひかり保育所	60	四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」
45	四万十町大正老人福祉センター	61	四万十町四万十緑林公園
46	四万十町十和高齢者生活福祉センター	62	窪川四万十会館
47	四万十町十和高齢者生活支援ハウス	63	四万十町窪川B&G海洋センター

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

第 10 章 公の施設

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）抜粋

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （１） 公の施設の概要
- （２） 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- （３） 利用料金に関する事項
- （４） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （５） 申請の資格
- （６） 選定の基準
- （７） その他町長等が指定する事項

（指定管理者の指定の申請）

第 3 条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- （１） 管理を行う公の施設の事業計画書
- （２） 管理に係る収支計画書
- （３） 当該団体の経営状況を説明する書類
- （４） その他町長等が別に定める書類

（選定方法等）

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （１） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （２） 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （３） 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （４） 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （５） その他町長等が別に定める事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

■議案第32号 四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町作屋 479 番地 2 四万十町作屋就業改善センター
指 定 管 理 者	四万十町作屋 XXXXXXXXXX 四万十町上作屋地区 区長 森 雅順
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町作屋就業改善センター条例（平成18年四万十町条例第227号）抜粋

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属施設等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第33号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町興津 1408 番地 1 四万十町興津地区多目的集会所
指 定 管 理 者	四万十町興津 XXXXXXXXXX 興津郷分地区 区長 嶋岡 明雄
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町興津地区多目的集会所	（略）
（略）	（略）

■議案第34号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町大正北ノ川 363 番地 5 四万十町大正北ノ川多目的集会所
指 定 管 理 者	四万十町大正北ノ川 XXXXXXXXXX 四万十町大正北ノ川地区 区長 沖 俊憲
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町大正北ノ川多目的集会所	（略）
（略）	（略）

■議案第35号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町江師 178 番地 7 四万十町江師生活改善センター
指 定 管 理 者	四万十町江師 XXXXXXXXXX 四万十町江師地区 区長 近森 一夫
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

（名称及び位置）

第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第 1 （第 2 条、第 7 条関係）

（略）	（略）
四万十町江師生活改善センター	（略）
（略）	（略）

■議案第36号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町瀬里 53 番地 2 四万十町瀬里集会所
指 定 管 理 者	四万十町瀬里 XXXXXXXXXX 四万十町瀬里地区 区長 北村 寿起
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

（名称及び位置）

第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第 1 （第 2 条、第 7 条関係）

（略）	（略）
四万十町瀬里集会所	（略）
（略）	（略）

■議案第37号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町小野 428 番地 2 四万十町小野農業構造改善センター
指 定 管 理 者	四万十町小野 XXXXXXXXXX 四万十町小野地区 区長 高瀬 満伸
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町小野農業構造改善センター	（略）
（略）	（略）

■議案第38号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町浦越 108 番地 四万十町十和東部地区交流センター
指 定 管 理 者	四万十町浦越 XXXXXXXXXX 四万十町浦越地区 区長 小野川 益基
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町十和東部地区交流センター	（略）
（略）	（略）

■議案第39号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町河内 185 番地 2 四万十町河内集会所
指 定 管 理 者	四万十町河内 XXXXXXXXXX 四万十町河内地区 区長 山崎 豊茂
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町河内集会所	（略）
（略）	（略）

■議案第40号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町井崎 1165 番地 1 四万十町井崎集会所
指 定 管 理 者	四万十町井崎 [REDACTED] 四万十町井崎地区 区長 矢野 健一
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町井崎集会所	（略）
（略）	（略）

■議案第41号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町十和川口 131 番地 1 四万十町十和川口集会所
指 定 管 理 者	四万十町十和川口 XXXXXXXXXX 四万十町十和川口地区 区長 宗海 弘
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町十和川口集会所	（略）
（略）	（略）

■議案第42号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町里川 543 番地 1 四万十町里川入会林総合利用センター
指 定 管 理 者	四万十町里川 XXXXXXXXXX 四万十町里川地区 区長 山脇 岩治
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第1（第2条、第7条関係）

（略）	（略）
四万十町里川入会林総合利用センター	（略）
（略）	（略）

■議案第43号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町昭和 532 番地 四万十町昭和高齢者創作館
指 定 管 理 者	四万十町昭和 XXXXXXXXXX 四万十町昭和地区 区長 田辺 祥昭
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町昭和高齢者創作館条例（平成18年四万十町条例第221号）抜粋

（設置）

第1条 山村農家の高齢者等住民が農産物の加工及び手工芸等の特色を生かした創作活動並びにこの施設を効果的に活用して、地域住民の産業経済、教育文化及び福祉の向上に役立てるため、四万十町昭和高齢者創作館（以下「創作館」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、創作館の管理を法人その他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第44号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町替坂本 41 番地 5 四万十町立ひかり保育所
指 定 管 理 者	四万十町見付 977 番地 1 社会福祉法人窪川児童福祉協会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町保育所条例（平成 18 年四万十町条例第 63 号）抜粋

（指定管理者）

第 5 条 町長は、保育所の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に保育所の管理を行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の定める手続により行うものとする。

追加〔平成23年条例24号〕、一部改正〔平成27年条例10号・令和 2 年39号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 6 条 前条の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1） 保育所の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （2） 保育所における保育の実施に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

■議案第45号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町大正 32 番地 1 四万十町大正老人福祉センター
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【根拠法令】

四万十町大正老人福祉センター条例（平成 18 年四万十町条例第 71 号）抜粋

（設置）

第 1 条 地域の老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的として、四万十町大正老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理）

第 3 条 センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） センターの設備及び設備の維持管理に関する業務
- （2） センターの運営に関する業務

2 指定管理者は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常にセンターの適正な管理を行わなければならない。

■議案第46号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町昭和 470 番地 6 四万十町十和高齢者生活福祉センター
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（平成 18 年四万十町条例第 72 号）抜粋

（設置）

第 1 条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス（以下「福祉センター」という。）を設置する。

（管理）

第 3 条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1）福祉センターの利用の許可に関する業務
- （2）福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）その他福祉センターの運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除き、町長が必要と認める業務

■議案第47号 四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町久保川 41 番地 1 四万十町十和高齢者生活支援ハウス
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（平成 18 年四万十町条例第 72 号）抜粋

（設置）

第 1 条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス（以下「福祉センター」という。）を設置する。

（管理）

第 3 条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1）福祉センターの利用の許可に関する業務
- （2）福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）その他福祉センターの運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除き、町長が必要と認める業務

■議案第48号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の
指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町久保川 41 番地 1 四万十町十和認知症高齢者グループホーム
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例（平成 18 年四万十町条例第 73 号）抜
粋

（設置）

第 1 条 認知症のため日常生活を営むことに支障がある高齢者の福祉の向上に資
するため、四万十町十和認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」
という。）を設置する。

（管理）

第 4 条 グループホームの管理は、設置の目的を効果的に達成するため、法人その
他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせ
る。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （１） グループホームの設備及び設備の維持管理に関する業務
- （２） グループホームの運営に関する業務

2 指定管理者は、介護保険法等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守すると
ともに、町長の指示した事項に留意し、常にグループホームの適正な管理を行わ
なければならない。

■議案第49号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町大正 190 番地 1 四万十町大正生活支援住宅青空
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【根拠法令】

四万十町大正生活支援住宅条例（平成 18 年四万十町条例第 76 号）抜粋

（設置）

第 1 条 高齢者等で、在宅生活に不安がある者に対し各種サービスを提供し、少人数のグループ生活で家庭に近い生活環境を提供することにより、住み慣れた地域で健康的な生活が送れるように支援し、高齢者等の福祉の増進を図るため、四万十町大正生活支援住宅（以下「支援住宅」という。）を設置する。

（管理及び運営）

第 3 条 支援住宅は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、支援住宅の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）に定める手続により行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 支援住宅の設備及び設備の維持管理に関する業務

（2） 支援住宅の運営に関する業務

2 指定管理者は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に支援住宅の適正な管理を行わなければならない。

■議案第50号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町 32 番地 1 四万十町デイサービスセンター百年荘
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 13 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【根拠法令】

四万十町デイサービスセンター条例（平成 18 年四万十町条例第 74 号）抜粋

（設置）

第 1 条 在宅の要援護老人等に対し、通所の方法で各種のサービスを提供することにより、当該老人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 3 条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）等の諸法令、事業に伴う指定基準、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に適正な管理及び運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- （2） センターの利用許可に関する業務
- （3） 利用料金（地方自治法第 224 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第51号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町仕出原 496 番地 1 四万十町デイサービスセンター緑林荘
指 定 管 理 者	四万十町仁井田字倉木 462 番地 社会福祉法人明成会 理事長 岡村 理佐
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町デイサービスセンター条例（平成18年四万十町条例第74号）抜粋

（設置）

第1条 在宅の要援護老人等に対し、通所の方法で各種のサービスを提供することにより、当該老人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第3条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）等の諸法令、事業に伴う指定基準、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に適正な管理及び運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第1条に規定する目的を達成する業務
- （2） センターの利用許可に関する業務
- （3） 利用料金（地方自治法第224条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第52号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町興津 2520 番地 1 四万十町デイサービスセンターさくら貝
指 定 管 理 者	四万十町仁井田字倉木 462 番地 社会福祉法人明成会 理事長 岡村 理佐
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町デイサービスセンター条例（平成 18 年四万十町条例第 74 号）抜粋

（設置）

第 1 条 在宅の要援護老人等に対し、通所の方法で各種のサービスを提供することにより、当該老人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 3 条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）等の諸法令、事業に伴う指定基準、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に適正な管理及び運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- （2） センターの利用許可に関する業務
- （3） 利用料金（地方自治法第 224 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第53号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町昭和 569 番地 1 四万十町昭和基幹集落センター
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 1 番 14 号 四万十町商工会 会長 武田 秀義
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

（名称及び位置）

第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

別表第 1 （第 2 条、第 7 条関係）

（略）	（略）
四万十町昭和基幹集落センター	（略）

■議案第54号 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町地吉 1271 番地 2 地吉農産物処理加工施設
指 定 管 理 者	四万十町地吉 [REDACTED] 五縁の会組合 代表 久原 喜美子
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町十和農林水産物処理加工施設条例（平成18年四万十町条例第222号）抜粋

（設置）

第1条 農家所得の向上及び農家婦人の働く場の確保を図るため、地域内資源の農産物を加工し、付加価値を高めた特産品の開発及び製造を目的として、農林水産物処理加工施設（以下「加工所」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加工所の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第55号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町興津 四万十町興津青少年旅行村
指 定 管 理 者	四万十町琴平町1番1号 一般社団法人四万十町観光協会 会長 池田 十三生
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町興津青少年旅行村条例（平成18年四万十町条例第139号）抜粋

（設置）

第1条 青少年が都市で接することのできない良好な自然に接触し、豊かな情操を育むとともに、レクリエーション活動を通じて心身の健全な育成を図り、また各地から集まる青少年が指導者のもとに規律ある生活や協調の精神を体得するため、四万十町に青少年旅行村（以下「旅行村」という。）を設置する。

（管理運営）

第4条 旅行村は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、常に善良な管理者としての注意をもって業務を行い、この条例を遵守し、最も適切な方法により管理及び運営を実施しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者の行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第1条に規定する目的を達成する業務
- （2） 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （3） 旅行村の利用許可に関する業務
- （4） 旅行村の維持及び修繕に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第56号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町興津 2135 番地 74 四万十町興津農水産物加工直販センター
指 定 管 理 者	四万十町琴平町 1 番 1 号 一般社団法人四万十町観光協会 会長 池田 十三生
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町興津農水産物加工直販施設条例（平成 18 年四万十町条例第 223 号）抜粋

（設置）

第 1 条 地域経済の発展と町民の生活向上に寄与するため、地域で生産される農水産物等の付加価値化を図ると共に、産物の販売等の用に供する施設として、農水産物加工直販施設（以下「加工直販施設」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、加工直販施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 加工直販施設の利用の許可等に関する業務
- （2） 加工直販施設の利用料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関する業務
- （3） 加工直販施設の維持管理に関する業務
- （4） その他町と協定した業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、加工直販施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第57号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町昭和 1072 番地周辺一帯 四万十町三島キャンプ場
指 定 管 理 者	四万十町昭和 [REDACTED] 四万十川三島観光組合 組合長 武石 恵幸
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成18年四万十町条例第141号）抜粋

（設置）

第1条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、四万十町昭和ふるさと交流センター、四万十町ライダーズイン四万十及び四万十町三島キャンプ場（以下これらを「施設」という。）を設置する。

（指定管理者）

第3条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の定める手続により行うものとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第1条に規定する目的を達成する業務
- （2） 施設の利用の許可に関する業務
- （3） 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

5 指定管理者は、施設の管理を行う場合に、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 第1条に規定する施設の設置目的及び公の施設の運営に関する制度を理解し、運営すること。
- （2） 業務の休業日を定める場合には、あらかじめ町長の承認を得ること。
- （3） 施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

■議案第58号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町井崎4番地2 四万十町ライダーズイン四万十
指 定 管 理 者	四万十町井崎■■■■■ 保喜組 代表者 谷 孝行
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成18年四万十町条例第141号）抜粋

（設置）

第1条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、四万十町昭和ふるさと交流センター、四万十町ライダーズイン四万十及び四万十町三島キャンプ場（以下これらを「施設」という。）を設置する。

（指定管理者）

第3条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の定める手続により行うものとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第1条に規定する目的を達成する業務
- （2） 施設の利用の許可に関する業務
- （3） 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

5 指定管理者は、施設の管理を行う場合に、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 第1条に規定する施設の設置目的及び公の施設の運営に関する制度を理解し、運営すること。
- （2） 業務の休業日を定める場合には、あらかじめ町長の承認を得ること。
- （3） 施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

■議案第59号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町平串 284 番地 1 地場産業振興センター「あぐり窪川」
指 定 管 理 者	四万十町平串 284 番地 1 株式会社あぐり窪川 代表取締役社長 森 武士
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町地場産業振興センター条例（平成 18 年四万十町条例第 133 号）抜粋

（設置）

第 1 条 地域経済の発展と町民の生活の向上に寄与するために地場産業の振興を目的として山村振興等農林漁業特別対策事業等により農林水産物の直売、食材提供及び地域食材加工処理を行い併せて行事、催物その他の用に供する施設として四万十町地場産業振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 4 条 センターは、常に良好な状態で管理し、その設置の目的を効果的に達成するように運営しなければならない。

2 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（業務）

第 5 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 農林水産物及び特産品の販売に関すること。
- （2） 農林水産物の加工及び特産品開発に関すること。
- （3） 都市、農村交流に関すること。
- （4） 地域情報等の提供に関すること。
- （5） 施設の利用に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

■議案第60号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の
指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町日野地 605 番地 1 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」
指 定 管 理 者	四万十町平串 284 番地 1 株式会社あぐり窪川 代表取締役社長 森 武士
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町湯の里ふれあいの家条例（平成 18 年四万十町条例第 136 号）抜粋

（設置）

第 1 条 町民の健康でゆとりのある生活の向上に寄与するため、健康増進と保養等の活動の促進を図り、あわせて地域間交流その他の用に供する施設として、ふれあいの家を設置する。

（管理）

第 5 条 ふれあいを家の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、常に善良な管理者としての注意をもって業務を行い、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、最も適切な方法により管理及び運営を実施しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 15 条 指定管理者の行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- （2） ふれあいを家の利用許可に関する業務
- （3） 利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） ふれあいを家の維持及び修繕に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第61号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十緑林公園 四万十町香月が丘地内
指 定 管 理 者	四万十町香月が丘8番102号 公益財団法人四万十公社 理事長 中嶋 敏親
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町四万十緑林公園条例（平成18年四万十町条例第206号）抜粋

（設置）

第1条 町民のゆとりと活力に満ちた生活の向上に寄与するため四万十緑林公園（以下「公園」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 公園の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 第1条の設置目的を達成するための事業に係る業務
- （2） 公園の利用及びその制限に関する業務
- （3） 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 公園の維持及び管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

■議案第62号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町香月が丘8番102号 窪川四万十会館
指 定 管 理 者	四万十町香月が丘8番102号 公益財団法人四万十公社 理事長 中嶋 敏親
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町窪川四万十会館条例（平成18年四万十町条例第205号）抜粋

（設置）

第1条 町民の明るく豊かな文化生活に寄与するため、文化事業の推進その他の催物の用に供する施設として四万十町窪川四万十会館（以下「会館」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 会館の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第1条の設置目的を達成するための事業に係る業務
- （2） 会館の利用及びその制限に関する業務
- （3） 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 会館の維持及び管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

■議案第63号 四万十町窪川 B&G 海洋センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町本堂 405 番地 4 四万十町窪川 B & G 海洋センター
指 定 管 理 者	四万十町本堂 405 番地 4 特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ 会長 山本 弘光
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町窪川 B & G 海洋センター条例（平成 20 年四万十町条例第 38 号）抜粋

（設置）

第 1 条 海洋性スポーツ、レクリエーション活動等を通じて町民の体力向上と健全な青少年の育成を図ることを目的として、四万十町窪川 B & G 海洋センター（以下「海洋センター」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 海洋センターの管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 第 1 条の設置目的を達成するための事業に係る業務
- （2） 海洋センターの利用及びその制限に関する業務
- （3） 利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収、減免に関する業務
- （4） 海洋センターの維持及び管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務